

三浦市公共下水道（東部処理区）
運営事業

募 集 要 項

令和3年7月30日

三 浦 市

目次

第 1	本公募の概要	1
1	公募の内容	1
(1)	公共施設等の管理者の名称	1
(2)	担当部局	1
(3)	募集要項等	1
第 2	本事業の概要	3
1	事業概要	3
(1)	事業の沿革	3
(2)	現存する問題	3
(3)	本事業の目的	3
(4)	基本運営方針	4
(5)	用語の定義	5
(6)	本事業の対象施設	6
(7)	事業場所	6
(8)	事業方式	7
(9)	事業の範囲	7
(10)	事業期間	10
(11)	使用料及び利用料金	12
(12)	利用料金の設定及び收受	12
(13)	各種計画支援、改築・増築に係る費用	15
(14)	事業の費用負担	15
(15)	改築・増築に関する留意事項	17
(16)	市から運営権者への職員の派遣	17
(17)	運営権者が支払う運営権対価	17
(18)	リスク分担の基本的な考え方	18
(19)	事業の実施状況のモニタリング	18
(20)	保険	18
(21)	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	18
(22)	金融機関又は融資団と市との協議	18
第 3	民間事業者の募集及び選定に関する事項	19
1	募集及び選定の方法	19
2	選定スケジュール	19

3	応募者の参加資格要件	20
	(1) 応募者の構成	20
	(2) 応募者に共通の参加資格	22
	(3) 業務実施企業に求められる要件	24
4	公募手続き等	26
	(1) 募集要項等に関するウェブ説明会及び現地見学会の開催	26
	(2) 開示資料の貸与	27
	(3) 募集要項等に関する個別対話の実施	27
	(4) 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表	28
	(5) 資格審査並びに附帯提案事業及び任意事業に関する予備的審査	29
	(6) 現地調査及び競争的対話	29
	(7) 提案審査	30
5	優先交渉権者の選定方法	30
	(1) 三浦市公共下水道事業における民間資金等活用検討審議会	30
	(2) 審査の方法	31
	(3) 三浦市公共下水道事業における民間資金等活用検討審議会事務局	31
	(4) 審査結果の公表	31
6	優先交渉権者選定後の手続き	31
	(1) 基本協定の締結	31
	(2) 市及び優先交渉権者による運営準備行為	31
	(3) 運営権の設定及び実施契約の締結	32
	(4) 主たる事業の承継等及びその他準備	32
	(5) 運営権者譲渡対象資産の譲受	32
	(6) 本事業の開始	33
7	応募に関する留意事項	33
	(1) 応募の前提	33
	(2) 応募者の提出する提案審査書類	33
	(3) 提案審査書類の取扱い	33
	(4) 市からの提示資料の取扱い	34
	(5) 応募の無効	34
第4	その他	35
1	議会の議決	35
2	その他	35

－ 1	東部浄化センターの諸元	35
別紙 1	－ 2 東部浄化センター一般平面図（拡大）	37
別紙 1	－ 3 東部浄化センターの現状の全体処理フロー図	38
別紙 1	－ 4 東部浄化センターにおける任意事業の対象地	39
別紙 1	－ 5 金田中継センターの整備状況及び一般平面図	40
別紙 1	－ 6 幹線管きょ及びマンホールポンプの整備状況	41
別紙 2	P F I 法等における用語と本事業における用語の関係性	43
別紙 3	任意事業に関する公有財産貸付料又は使用料	44
別紙 4	利用料金割合改定に関する市と運営権者の協議のイメージ	45
別紙 5	料金收受代行業務	46
別紙 6	下水汚泥の資源化処分状況	47
別紙 7	開示資料集	48

はじめに

三浦市（以下「市」という。）は、三浦市公共下水道東部処理区（以下「本処理区」という。）において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく処理場、ポンプ場、管路施設の運営等を行う三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（2 以上の法人から構成される民間事業者が選定された場合は、当該構成員全員の総称とする。以下「優先交渉権者」という。）を選定し、優先交渉権者が設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）に対して、運営権者（公共施設等運営権を有する者をいう。以下「運営権者」という。）としての公共施設等運営権（PFI 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）を設定するとともに三浦市公共下水道（東部処理区）公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、本事業を実施することを計画している。

本募集要項は、市が計画する競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式による事業者の選定（以下「本公募」という。）に適用するものである。なお、本募集要項は、公表日から実施契約の締結日までの期間において適用する。また、実施契約における当事者については、実施契約の締結日以降であっても、拘束するものとする。

第1 本公募の概要

1 公募の内容

(1) 公共施設等の管理者の名称

三浦市長 吉田 英男

(2) 担当部局

三浦市上下水道部下水道課（以下「担当部局」という。）

住所：〒238-0298 神奈川県三浦市城山町1番1号

TEL：046-882-1111 FAX:046-882-1160

E-Mail: concession@city.miura.kanagawa.jp

本公募において実施する事務に関し、以下のとおりアドバイザー（以下「公募アドバイザー」という。）を置くこととし、必要な助言を求める。

- ・ 株式会社建設技術研究所
- ・ 学校文化施設研究所
- ・ シティニューワ法律事務所
- ・ 永井公認会計士事務所

(3) 募集要項等

本募集要項及びその添付書類は、以下のアからクまでの書類（これらに補足資料、三浦市のホームページへの掲載などにより公表したこれらに関する質問回答書（三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業実施方針に関する意見又は質問への回答を含まない。）、その他これらに関して市が発出した書類を加えたものを、以下「募集要項等」と総称する。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）により構成される。アからクまでの書類は、審査に係る書類及び本事業の実施に係るその他の書類一式（以下「提案審査書類」と総称する。）を作成するに当たっての前提条件であり、アからカまでの書類は、実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものである。

また、優先交渉権者の選定に際して公表する上記以外の補足資料も募集要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料（ただし、参考資料に該当する資料を除く。）も実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものとする。

- ア 三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業募集要項（以下「募集要項」という。）
- イ 三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業公共施設等運営権実施契約書（案）（以下「実施契約書（案）」という。）
- ウ 三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）
- エ 三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業要求水準書（案）（以下「要求水準書（案）」という。）
- オ 三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業モニタリング基本計画書（案）（以下「モニタリング基本計画書（案）」という。）
- カ 開示資料集

- キ 三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業優先交渉権者選定基準（以下「優先交渉権者選定基準」という。）
- ク 三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業様式集及び記載要領（以下「様式集及び記載要領」という。）

なお、募集要項等と三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業実施方針（令和3年4月9日公表。以下「実施方針」という。）及び実施方針に関する意見又は質問への回答に相違のある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。

第2 本事業の概要

1 事業概要

(1) 事業の沿革

本事業の対象施設を含む三浦市公共下水道事業は、平成3年に事業に着手した。処理区域は主に東京湾側に位置する東部地区（上宮田、菊名、金田及び下宮田の一部）のみとなっており、事業計画面積は91 haからスタートし、平成16年の認可で現在の235 haとなった。平成4年から幹線管きよ、平成6年からポンプ場、平成7年から処理場の建設に着手し、平成10年から一部供用開始となった。現在の主な下水道施設は、処理場が1ヶ所（東部浄化センター）、ポンプ場が1ヶ所（金田中継センター）、下水道管きよが約59 km（うち幹線管きよは約8.5 km）である。

東部処理区の整備面積は令和元年度末において215 haとなり、91.7%の進捗率となった。令和元年度末の行政人口に対する普及率は34.8%、処理区域人口に対する水洗化率は90.2%であり、6,170世帯、13,435人が公共下水道に接続している状況である。

下水道利用者が負担している下水道使用料は、平成10年の一部供用開始以来、約17年間にわたり、下水道使用料を据え置いてきた。この間、人員削減や、終末処理場とポンプ施設の包括委託など経費節減に努め、使用料の据え置きに努力してきたが、下水道施設の適正な維持管理（老朽化対策）を要することなどから、平成27～30年度の4年間の財政収支見通しで約1億5,600万円の資金不足が当時見込まれた。このことから安定した下水道事業を継続するために、平成27年10月1日に約16%の値上げを実施した。

(2) 現存する問題

三浦市公共下水道事業においては、沿革に示す施策を行ってきたところであるが、過去には神奈川県下で三浦市のみが、経常収支比率100%の超過を経験し、平成24年度決算における経常収支比率108.4%は全国ワースト3位の数値となるなど、潜在的に大きな問題を抱えている。また、常態的に公債費と繰出金の比率が県内で最も高いものとなっており、財政の硬直化の原因となっている。このため、特別会計及び企業会計においては、一般会計繰入金の抑制に向け、歳入の確保・歳出の抑制に努め、長期的な収支見通しに基づく経営改善及び合理化方針の徹底を図ることが求められている。

本事業を運営するに当たっては、処理場、ポンプ場及び管路施設の老朽化が進んでいることから、ストックマネジメント計画及び長寿命化計画に基づく修繕や改築更新が求められていることに加え、平成27年度に整備された改正下水道法では管きよを含む下水道施設の維持管理・運営及び定期点検の充実等も求められている。

(3) 本事業の目的

本事業による具体的な目的は以下に示すものであり、各目的の達成に向け市の事業運営を民間事業者委ねるものである。

- ア 民間事業者の経営視点を取り込んだ中長期的な投資戦略の改善
- イ 収支バランスの取れた下水道事業の実施と持続可能性の向上
- ウ 三浦市の魅力向上に資する下水道事業等の潜在的な価値の創出

(4) 基本運営方針

本事業を実施するに当たり、市より公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）の設定を受けた運営権者（公共施設等運営権を有する者をいう。以下「運営権者」という。）は、関係法令の遵守のもと、本事業の目的を達成するために、以下に示す、基本運営方針を満たすことが求められる。

ア 民間事業者の経営視点を取り込んだ中長期的な投資戦略の改善

- ・民間資金等を活用した流動性の高い資金調達の実現に努めること
- ・下水道事業ニーズの変化に即応する民間技術等の積極活用を図ること
- ・ストックマネジメント等に基づく適時適切な改築更新を行うこと
- ・財務指標に基づく健全な経営及び適切な情報開示を行うこと

イ 収支バランスの取れた下水道事業の実施と持続可能性の向上

- ・人口減少などに伴う収益減少を見据えた使用料金の最適化に努めること
- ・独立採算型運営への移行に向けた財政構造の健全化を図ること
- ・事業運営体制の最適化を図ること

ウ 三浦市の魅力向上に資する下水道事業等の潜在的な価値の創出

- ・下水道関連事業を活かす新たな事業等の創出に努めること
- ・地域住民等との協働による地域貢献を図ること

(5) 用語の定義

本実施方針において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

表 2-1 用語の定義

用語	定義
経営	経営計画の作成、実施体制の確保、財務管理、委託等、利用料金の収受、市民からの苦情等の受付、セルフモニタリング等事業全体を管理・遂行すること。
増築	既存管路施設の延伸を行うこと。
改築	更新工事、長寿命化対策及び附設の総称。
更新工事	所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、既存の設備並びに幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、マンホール（マンホール蓋を含む）、公共汚水ます及び取付管の設備について、各々の全部を取り換えること。
長寿命化対策	所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の施設の一部を活かしながら部分的に新しくすること。
附設	附帯提案事業の実施に必要な設備を導入すること。
維持管理	修繕及び維持の総称。
修繕	老朽化又は故障した設備について、損傷した設備の一部を取り換え、所定の耐用年数を確保すること。
維持	施設の運転管理、保守、点検、調査、清掃等当該施設の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないもの。
承諾	契約図書で明示した事項について、市又は運営権者が書面により同意すること。
協議	書面により、契約図書の協議事項について、市と運営権者が対等の立場で合議し、結論を得ること。
提出	市が運営権者に対し、又は運営権者が市に対し書面又はその他資料を説明し、差し出すこと。
実施確認	契約図書に示された事項について、臨場又は関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめること。
構成員	複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）の一員のこと。代表企業、構成企業及び協力企業で構成される。
構成企業	構成員のうち、本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資して、本普通株式（実施契約書（案）に定める本普通株式をいう。）すべての割当てを受けるもの。出資者中最大の出資割合を負担するものを代表企業とする。
協力企業	構成員のうち、SPCに出資しないもの。
委託等	本事業を実施するSPCが業務に応募企業、応募グループにあっては、構

	成員等に委託又は請負わせること。
再委託等	本事業を実施する S P C から委託等を受けた構成員等が業務を第三者に委託又は請負わせること。
工事監督	会計法第 29 条の 1 第 1 項及び下水道法施行令第 15 条の定めに基づき、運営権者が工事又は製造その他（又はこれに基づき）の履行の適正を確保するために行う監督行為。

(6) 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、以下のとおりである。

ア 処理場（東部浄化センター）

- ・ 供用開始 : 平成 10 年 8 月
- ・ 処理方式 : 水処理…標準活性汚泥法、
汚泥処理…濃縮—脱水—搬出
- ・ 処理能力 : 8,050 m³/日
- ・ 水処理系列数 : 1.5 系列 (3 池)

※処理場（東部浄化センター）の諸元を 0-1 に示す。

※処理場（東部浄化センター）の現状の処理フローを別紙 1-3 に示す

イ ポンプ場（金田中継センター）

- ・ 供用開始 : 平成 10 年 8 月
- ・ 種類別 : 汚水中継ポンプ場
- ・ 揚水能力 : 12.0 m³/分

※金田中継センターの整備状況を別紙 1-5 に示す。

ウ 管路施設（幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、マンホール（マンホール蓋を含む）、公共汚水ます、取付管）

- ・ 管きよ全体延長 : 58,165 m
- ・ うち幹線管きよ延長 : 8,496 m

※幹線管きよの整備状況を別紙 1-6 に示す。

(7) 事業場所

ア 本事業の事業用地は以下のとおりである。なお、各施設の一般平面図は別紙 1-2、別紙 1-5 に示す。

表 2-2 主な対象施設の所在地

対象施設		所在地
処理場	東部浄化センター	三浦市南下浦町金田 2736 番地 5
ポンプ場	金田中継センター	三浦市南下浦町金田 206 番地 8

管路施設	管きよ	東部処理区全域
	マンホールポンプ	上宮田1号～6号、金田1号、下宮田1号～2号、4号、菊名1号～3号及び下宮田3号（ポンプ室）
	マンホール （マンホール蓋を含む）	東部処理区全域
	公共汚水ます、取付管	東部処理区全域

イ 本事業用地の貸付について

本事業用地はすべて地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条に規定する公有財産であり、財産の分類は同法第238条第4項に規定する行政財産に当たる。運営権者が主たる事業を行うに当たっては、実施契約のほかに公有財産賃貸借契約又は使用許可を必要としない。一方、運営権者又は応募企業・構成員（協力企業を除く）が第2.1（9）ウに示す任意事業を行う場合には、市と運営権者は公有財産賃貸借契約を締結（運営権者と任意事業を行う応募企業・構成員（協力企業を除く。）が当該用地の転貸借契約を締結することは認める。）、又は市から必要な使用許可を受け、本事業期間中は本事業用地を使用できるようにする。

（8）事業方式

本事業は、PFI法第16条により公共施設等運営権の設定を受けた運営権者が、公共施設等の管理者である市との間で実施契約を締結し、公共施設等について運営等を行う公共施設等運営事業（コンセッション方式）とする。

第3.4に定める手続きによって選定され、市との間で基本協定（第3.6（1）に規定する基本協定をいう。以下同じ。）を締結した優先交渉権者は、本事業の遂行のみを目的とするSPCを設立する。

運営権者と市は実施契約を締結し、これに定めるところにより、本事業を実施する。

（9）事業の範囲

本事業の範囲は以下のアからウに掲げるものとし、本事業に係る権限の帰属と費用負担を表2-3に示すとおりとする。また、委託等、再委託等を行う上で運営権者が遵守すべき制限・手続を含め、本事業における詳細な実施条件については、要求水準書（案）、実施契約書（案）を参照すること。

なお、事業の範囲は、別紙2も参考にすること。

ア 主たる事業

主たる事業とは、本事業において、運営権者が必ず実施する事業のことをいう。主たる事業の業務は以下のとおりである。

（ア）経営に関する業務

- ・経営計画書の作成
- ・実施体制の確保
- ・財務管理

- ・内部統制
- ・情報開示
- ・委託等
- ・利用料金の収受
- ・モニタリング
- ・危機管理及び技術管理
- ・環境対策及び地域貢献
- ・個人情報保護に関する事項
- ・その他必要な事項

(イ) 各種計画支援に関する業務

- ・ストックマネジメントに係る検討
- ・下水道事業計画変更案の作成
- ・アクションプラン変更案の作成

(ウ) 対象施設の改築・維持管理・増築に係る企画、調整、実施に関する業務

a 処理場・ポンプ場及び管路施設の改築

- ・更新工事
- ・長寿命化対策
- ・附設

b 処理場・ポンプ場及び管路施設の維持管理

- ・修繕
- ・維持

c 管路施設の増築

- ・延伸

イ 附帯提案事業

附帯提案事業とは、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程の導入等、主たる事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。附帯提案事業は、運営権者が必ず実施するものではなく、市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者から、提案のあった場合に実施するものとする。

市は、優先交渉権者として選定された応募者からの提案内容を踏まえて、運営権者の実施義務を定めることとする。

応募者が提案審査において附帯提案事業を提案する場合、令和3年10月20日から令和3年10月29日までに参加資格確認申請書とともに附帯提案事業及び任意事業に関する提案概要書（以下「提案概要書」という。）を市に提出し、予備的

審査を受けること。市は提案概要書のうち附帯提案事業について、市の政策方針や既存計画に反しないものであるかを基準として、その実施可否を判断するものとする。

市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書（案）に運営権者の実施義務を定めることとする。

ウ 任意事業

任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を運営権者又は応募企業、構成員（協力企業を除く）自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

運営権者又は応募企業、構成員（協力企業を除く）は、関係法令を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて運営権者が負担するものとする。

応募者が提案審査において任意事業を提案する場合、令和3年10月20日から令和3年10月29日までに参加資格確認申請書とともに提案概要書を市に提出し、予備的審査を受けること。市は提案概要書のうち任意事業について、市の政策方針や既存計画に反しないものであるかを基準として、その実施可否を判断する。事業期間中に提案を行う場合においても、同様の提案概要書を市に提出し、市の承諾を得るものとする。ただし、提案概要書を提出した場合であっても、応募者の判断により、提案を取り消すこともできる。

なお、任意事業の実施に当たり、本事業用地及び施設を活用する場合で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第22条に基づく財産の処分が必要な場合は、市が必要な手続きを行い、補助金の返還が必要な場合には、運営権者が相当額を負担するものとする。

なお、任意事業を行うに当たっては、運営権者は、市と公有財産賃貸借契約を締結、又は市から必要な使用許可を受けなければならない。また、応募企業、構成員（協力企業を除く）が実施主体の場合で、上記に関して運営権者で対応等が困難となる場合は、あらかじめ運営権者と応募企業、構成員（協力企業を除く）間で契約を締結すること。同契約において、リスクや役割分担を明記すること。

表 2-3 本事業に係る権限の帰属と費用負担

項目	主たる事業	附帯提案事業	任意事業
運営権	範囲内	範囲内	範囲外
施設所有権	市	市	運営権者 又は応募企業、構 成員（協力企業を 除く）※
経営に関する業務費負担	運営権者	運営権者	
・各種計画支援及び対象施設の改築 ・対象施設の改築・増築に関する 業務費負担	市	市	
維持管理に関する業務費負担	運営権者	運営権者	

※運営権設定の対象となる施設に係る所有権を除く。

(10) 事業期間

ア 本事業の事業期間

本事業の事業期間（以下「本事業期間」という。）は、実施契約に定める開始条件が充足され、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、運営権の設定がなされた日（以下「運営権設定日」という。）より20年を経過する日が属する事業年度末（イの規定により本事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「本事業終了日」という。）までとする。本事業開始日以降に、本契約が解除され、又は終了した場合、本事業終了日を本契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

現時点において、本事業開始日は令和5（2023）年4月1日を予定している。また、本事業期間の延長がない場合、本事業終了日は令和25（2043）年3月31日を予定している。

なお、事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。

イ 本事業期間の延長

不可抗力事象発生や市の計画変更等の実施契約に定める事由が生じた場合、市及び運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、市と運営権者が協議によりウの規定の範囲内で両者が合意した合理的な期間だけ、本事業期間を延長することができる（以下かかる期間延長を「合意延長」という）。なお、合意延長の実施は1回に限るものではない。

ウ 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から本事業終了日（20年後を経過する日が属する事業年度末）までとする。

なお、運営権の存続期間は、本事業期間の延長があった場合を含め、運営権設

定日から25年後を経過する日が属する事業年度の末日を超えることはできない¹。
運営権の存続期間は本事業終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅する。

エ 本事業期間終了時の取扱い

(ア) 対象施設の明渡し

本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日において、運営権者は、対象施設から速やかに退去し、対象施設を市又は市の指定する第三者に明け渡さなければならない。

(イ) 原状回復費用等

運営権者は、対象施設が要求水準書（案）「第9. 1 施設機能確認に関する事項」に示す基準を満たさなかった場合、要求水準を充足させるために必要となる費用等を負担する。

(ウ) 任意事業等に係る運営権者が所有する資産等

任意事業のために有償貸付を受けた本事業用地及び施設については、本事業終了日に公有財産賃貸借契約、又は使用許可が解除され又は終了するものとし、運営権者又は応募企業、構成員（協力企業を除く。）は、任意事業の実施のために運営権者又は応募企業、構成員（協力企業を除く。）が本事業用地及び施設内に所有する資産を、自らの費用負担及び責任により処分し、本事業用地及び施設を原状に復して市又は市の指定する第三者に引き渡さなければならない。ただし、市は、運営権者又は応募企業、構成員（協力企業を除く。）が所有する任意事業等に係る資産のうち、必要と認めた場合、残存価値等を勘案し買い取ることができる。市又は市の指定する第三者が買い取る資産は、現状有姿で引き渡す。なお、買取の方法等については、協議の上決定することとし、詳細は実施契約書（案）に示す。

(エ) 業務の引継ぎ

運営権者は、本事業期間終了後に市が対象施設について継続的に維持管理等を行うことができるように、対象施設の維持管理等に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を市又は市の指定する第三者に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと。市又は市の指定する第三者への業務の引継ぎは原則として本事業終了日の180～90日前まで（引継ぎ期間は90日間を想定）に行うこととし、運営権者は自らの責任により、引継書の作成、現地協議を含む打合わせ等を行わなければならない。引継書の作成にあたって

¹ 例えば、運営権設定日が令和4年11月1日、本事業開始日が令和5年4月1日となった場合、当初運営権存続期間の終了日は令和25年3月31日とし、本事業の延長がされたときであっても、その終了日は令和30年3月31日を超えることはできない。

は、容易に理解可能なものであるとともに、視認性にも配慮し、引き継ぐ者の誤認識を招かないよう配慮すること。なお、引継ぎの費用は、運営権者と市又は市の指定する第三者各々の負担とする。

表 2-4 予定事業期間

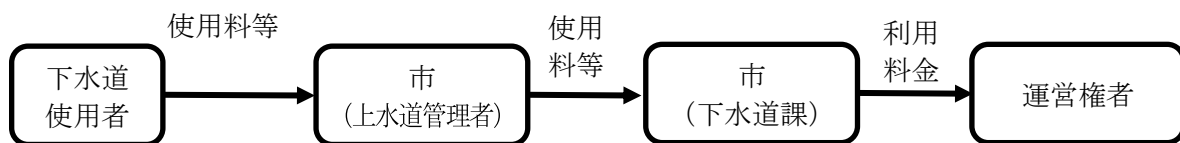
内容	期日
運営権設定、実施契約の締結	令和 4 (2022) 年 11 月
主たる事業の引継ぎ、手続き等	令和 4 (2022) 年 10 月～12 月
本事業開始日	令和 5 (2023) 年 4 月 1 日
市又は市の指定する第三者への業務の引継ぎ	本事業終了日の 180～90 日前まで (引継ぎ期間は 90 日間を想定)
本事業終了日	令和 25 (2043) 年 3 月 31 日 ※令和 30 (2048) 年 3 月 31 日 (最大限延長の場合)

(1 1) 使用料及び利用料金

ア 使用料及び利用料金の定義

本事業期間中、下水道使用者は、市に対する使用料と運営権者に対する利用料金を支払うものとする(以下、使用料と利用料金を併せて「使用料等」という。)

なお、使用料等の算出方法は、三浦市下水道条例の規定に基づくものとする。



イ 使用料等の改定

市は、三浦市下水道条例で定める使用料等の改定(以下「料金改定」という。)の必要性を検討し、令和 4 年度から 4 年ごとに使用料等の改定を行う予定である。なお、料金改定については、従前の意思決定プロセス(市議会等)を経て決定されることとなるため、今後、変更の可能性はある。

運営権者は、上記の改定に併せ、料金改定に関して市に提案できるものとし、運営権者から提案があった場合には、市と運営権者は協議を行う。

(1 2) 利用料金の設定及び収受

ア 利用料金の算定

運営権者は、利用料金を下水道使用者から収受する。

当該利用料金は(1 1)アに示す使用料等に対して、一定の割合(以下「利用料金設定割合」という。)を乗じて算定するものとする。市は、主たる事業及び附帯

提案事業につき当該事業の実施に必要な経費及びウに示す構成に基づき、利用料金設定割合を定める。利用料金設定割合は、三浦市公共下水道（東部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例に定める上限の範囲において、同条例施行規程において規定する。

なお、応募者が提案時に用いる利用料金設定割合は、事業者からの提案とする。なお、市はVFM算出時に利用料金設定割合を令和5年度～7年度 80.0%、令和8年度～11年度 80.0%、令和12年度～15年度 82.0%、令和16年度～19年度 83.5%、令和20年度～23年度 86.5%、令和24年度 85.5%を用いてVFMを算出している。

イ 利用料金設定割合の改定

(ア) 運営権者の提案による利用料金設定割合の改定

運営権者は（11）イに示す使用料等の改定にあわせて4年に1回、利用料金設定割合の改定に関して市と協議を行う。この場合、市及び運営権者は、当該時点での国内及び市域の経済動向、市の下水道事業会計の財政状況等を勘案しつつ、適切に協議を行うものとする。利用料金設定割合に関する協議のイメージは別紙4に示す。

(イ) 事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定

直近の利用料金設定割合の設定（改定）時から、事業環境が著しく変化し、運営権者の経営に著しい影響を及ぼす場合、臨時的に市と運営権者は利用料金設定割合の改定等について協議を行うことができる。事業環境の著しい変化とは、以下に示すものとし、詳細は実施契約書（案）に示す。

- a 市の人口に係る推計値と実績値との間に一定の乖離が生じ、運営権者が収受する利用料金が著しく増減し、さらに継続的に運営権者の収入が増減することが予想される場合
- b 物価に係る特定の指標²が著しく変動し、さらに継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合

(ウ) 法令等、税制等の変更又は市の計画変更に伴う利用料金設定割合の改定

法令等、税制等の変更又は市の計画変更により、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合、市と運営権者は利用料金設定割合の改定について協議を行うことができる。法令等の変更又は市の計画変更とは、以下に示すものとし、詳細は実施契約書（案）に示す。

- a 法令等、税制等の変更が要求水準に影響し、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合
- b 事業内容の変更等市側の事由により計画が変わることで、運営権者が負

² 優先交渉権者の提案に基づき、採用する指標を決定することを想定している。

担する費用が著しく増減する場合

c その他市が必要と認める場合

上記（ア）から（ウ）までのほか、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合、市は、利用料金設定割合の改定について運営権者に協議を申し入れることができる。

ウ 利用料金で賄うべき費用の構成内容

運営権者が収受する利用料金の構成は以下のとおりとする。実施契約締結後、同表を参照して市と運営権者は利用料金の構成を定める。経営に係るモニタリングについては、上記で定める構成を基に行う。また、利用料金設定割合の改定に際しても、市と運営権者が定めた利用料金の構成を基に協議を行う。

表 2-5 利用料金の構成（利用料金で賄うべき費用等）

項目		内容
経営	一般管理費	経営全般に係るもの
	支払利息	運営権者に係る支払利息
	租税公課	運営権者に係る税金等
維持管理	修繕費	修繕に係るもの
	ユーティリティー費	電気、薬品、消耗品、燃料費等の調達に係るもの
	処理場等運転費	処理場及びポンプ場等の運転に係るもの
	保守管理費	保守点検等に係るもの
	利用料金収受費	利用料金収受に係るもの
	廃棄物処理費	廃棄物処理に係るもの
	その他費用	その他業務に係るもの
利潤	利潤	経営に必要な利潤

エ 利用料金収受代行業務

市及び運営権者は、実施契約とは別に利用料金収受代行業務に係る契約を締結する。当該契約に基づき、市は上水道管理者に料金徴収を委託し、上水道管理者は、運営権者を代行して利用料金を市が受け取る使用料と併せて徴収する。市は、調定した利用料金について2か月後を目途に、当該月末日までに運営権者に送金する。

運営権者は三浦市公共下水道使用料徴収事務等取扱要領に規定する経費のうち、本事業に係るものを委託料として市に支払う。なお、運営権者は委託料を年間2回（10月及び5月）に分けて支払う。実施契約とは別に市と運営権者が締結する契約及び委託料の算定方法の詳細については実施契約書（案）に示す。

なお、利用料金収受代行業務の概要を別紙 5 に示す。

オ 債権の担保のための利用料金の引当て

要求水準違反違約金及び契約解除違約金について、市は、運営権者に送金前の利用料金を引き当てることができる。

カ 利用料金の未納者への対応

本処理区における未納者への支払いの催促等についてはエに示した利用料金収受代行業務に係る契約に基づき、上水道管理者が運営権者に代わって実施する。なお、未納者への支払いの催促等に加え、未納者への給水停止の要否判断は上水道管理者で判断し、実施する。

ただし、未収の利用料金は運営権者の債権であり、債権回収は民法上の手続きにより運営権者が行う。この際、債権回収の時期等については、市と協議し行うものとする。

詳細については実施契約書（案）に示す。

(1 3) 各種計画支援、改築・増築に係る費用

市は、改築・増築対象施設の引き渡し後、改築・増築対象施設の設計及び工事に係る費用については、応募者の提案金額に基づいて実施契約書に定める金額とし、運営権者に対し、事業年度ごとに一時に支払う。各種計画支援については、成果物の引き渡し後、上記と同様の考えで支払う。

なお、市は本事業期間中の各種計画支援に係る費用の総額を約 2.79 億円（消費税及び地方消費税を含まない）、改築に係る費用の総額を約 57.91 億円（消費税及び地方消費税を含まない）を予定価格としている。これを上限として、応募者は各種計画支援、改築について提案すること。なお、事業年度毎の上限額は提案様式 32 (6)、(7) に示すとおりである。

(1 4) 事業の費用負担

運営権者は、下記により本事業の実施に要する費用を負担する。

ア 主たる事業及び附帯提案事業

主たる事業に係る費用負担は次のとおりとし、附帯提案事業を実施する場合も同様とする。

(ア) 経営に関する業務

運営権者は、経営に係る費用の全てを負担する。

(イ) 各種計画支援に関する業務

市は、各種計画支援に係る費用の全てを負担する。

なお、運営権者は、国の主要施策や重点配布予算等を正しく理解したうえで、社会資本整備総合交付金に係る各種計画案や長期計画及び全体計画等の策定を

支援すること。特に、市の予算編成時点等において、国土交通省下水道部等が公表する予算関連資料の重点配布項目のうち、活用可能性の高い予算については、活用方針について協議を行うこと。

(ウ) 対象施設の改築・維持管理・増築に係る企画、調整、実施に関する業務

a 処理場・ポンプ場及び管路施設の改築

市は、改築に係る設計・工事の費用（工事監督及び建築士法第2条第8項に規定する工事監理（以下「工事監理」という。）に係る費用を含む。）の全てを負担する。運営権者は改築に係る設計・工事費用以外の企画・調整等の費用を負担する。なお、市は、負担額の支払いに当たり、借入金と国交付金を充当する予定である。市から運営権者の支払いについては、実施契約書（案）に示す。また、年度をまたいで行われる工事については、出来高払いとすることができる。なお、本事業においては、前払金は想定していない。

b 処理場・ポンプ場及び管路施設の維持管理

運営権者は、維持管理に係る費用の全てを負担する。

c 管路施設の増築

市は、管路施設の増築に係る設計・工事の費用（工事監督に係る費用を含む。）の全てを負担する。運営権者は増築に係る設計・工事費用以外の企画・調整等の費用を負担する。なお、市は、負担額の支払いに当たり、借入金と国交付金を充当する予定である。市から運営権者の支払いについては、実施契約書（案）に示す。また、年度をまたいで行われる工事については、出来高払いとすることができる。なお、本事業においては、前払金は想定していない。

イ 任意事業

運営権者又は応募企業、構成員（協力企業を除く。）は、任意事業に係る費用の全てを負担する。なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理に当たっては主たる事業及び附帯提案事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

任意事業を実施する場合、運営権者は市に対して、三浦市行政財産の目的外使用に関する条例（昭和39年三浦市条例第20号）に基づき、任意事業に要する面積に応じて算定される当該年度の公有財産貸付料又は使用料を、任意事業を実施しようとする当該年度開始日の前日までに一括で市の指定する口座に振り込むものとする。公有財産貸付料又は使用料の詳細は、別紙3に示す。

※市が想定する任意事業の対象地は別紙1－4に定める。

※なお、対象地における任意事業については、補助金適正化法に規定される目的外使用の場合は、補助金返納等となる可能性があるため、別途、市と協議すること。

(15) 改築・増築に関する留意事項

ア 改築・増築の実施

運営権者は、運営権の範囲内において、実施契約に基づき対象施設の改築・増築を行う。ただし、市が公益上を理由に必要であると判断したときは、対象施設について、市が改築・増築を行うことがある。その場合、運営権者は市に協力するものとする。

イ 改築・増築を行った施設の所有

運営権者又は市が改築・増築を行った対象施設は、市の所有に属し、運営権者が運営等を行うものとする。

ウ 改築・増築の対象

改築・増築の対象は、要求水準書（案）に示すとおりとする。なお、応募者の提案を妨げるものではないが、改築は、国交付金及び市単独事業の対象となるものを基本とする。ただし、協議の上、市が公益上を理由に必要と認めたものは、国交付金及び市単独事業の対象とならない改築・増築も実施可能とする。

エ 道路管理者等が実施する道路工事等との協議

本事業開始後に道路管理者等が実施する道路工事等のうち、運営権者の業務との調整が必要となる工事について、運営権者は、市と協議の上、協力するものとする。

(16) 市から運営権者への職員の派遣

運営権者がPFI法に基づく市職員の派遣を要請した場合は、市及び運営権者は、市職員の派遣に関し協議する。当初派遣期間は関連法令等に基づき3年とし、運営権者が派遣期間の延長を希望する場合は、市の同意を必要とする。市から運営権者へ派遣する人員の人件費、福利厚生費については、市の規定を適用して手続きを行うが、主たる事業及び附帯提案事業に係る運営権の設定に対する対価（以下「運営権対価」という。）とは別に運営権者がその費用を負担するものとする。

応募者が職員派遣の要請を検討する場合、詳細については、参加資格審査終了後に行われる競争的対話において調整する。

(17) 運営権者が支払う運営権対価

運営権者は、運営権対価を市に支払うものとする。運営権対価は、0円以上とし、一括又は分割して支払うものとする。運営権対価の金額及び支払いを一括又は分割のどちらとするか、分割の場合に前払金（以下「運営権対価前払金」という。）を支払うかは事業者の提案とする。

運営権者は運営権対価を一括で支払う、又は分割で運営権対価前払金を支払うことを提案した場合は、本事業開始までに支払うものとする。分割で支払うことを提案した場

合は、事業期間にわたり分割金（以下「運営権対価分割金」という。）を毎事業年度開始日の前日までに支払うものとする。なお、運営権対価分割金（運営権対価前払金を支払う場合は、運営権対価から運営権対価前払金を減じた額）の分割方法は均等とすることとし、市は運営権対価分割金に対して利息を設定しない。

また、運営権者は事業期間の合意延長の実施の有無にかかわらず、対価の追加的支払請求を受けることはない。

（18）リスク分担の基本的な考え方

本事業に係るリスクは、その自主性と創意工夫が発揮されるように、実施契約等に特段の定めのない限り、原則として運営権者が負うものとする。ただし、市が負うべき合理的理由がある事項については、市がリスクを負うものとする。個別のリスクの詳細については実施契約書（案）に示す。

（19）事業の実施状況のモニタリング

運営権者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握するために、運営権者によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリングを行う。

実施契約及び要求水準書で規定する内容が充足していないことが判明した場合、市は、運営権者に対して是正措置や要求水準違反違約金を求めることができる。

モニタリングの具体的な方法等については、モニタリング基本計画書（案）を参照のこと。

（20）保険

運営権者は、本事業期間中、実施契約において市が定める基準以上の賠償責任保険を付保するものとする。なお、市が承諾したときは、運営権者が保険加入に代替する措置を取ることを認める。

（21）事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、市又は運営権者は各々の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講ずるものとする。措置等を講じたにも関わらず、本事業の継続が困難な場合は、実施契約の定めるところにより、実施契約は解除又は終了するものとする。この場合、運営権者は、実施契約の定めるところにより、市又は市の指定する第三者に対し、引継ぎを行う義務を負うものとし、運営権者の資産等については、第2.1(10)エ(ウ)と同様の取扱いとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については、実施契約書（案）を参照のこと。

（22）金融機関又は融資団と市との協議

市は、本事業の安定的な継続を図るために、必要と認めた場合には、一定の事項について、運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業の優先交渉権者の選定は公募型プロポーザル方式による。

2 選定スケジュール

市は、以下の民間事業者の募集及び選定スケジュールのとおり、優先交渉権者を決定する予定である。なお、市は同スケジュールを変更することができる。

表 3-1 民間事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

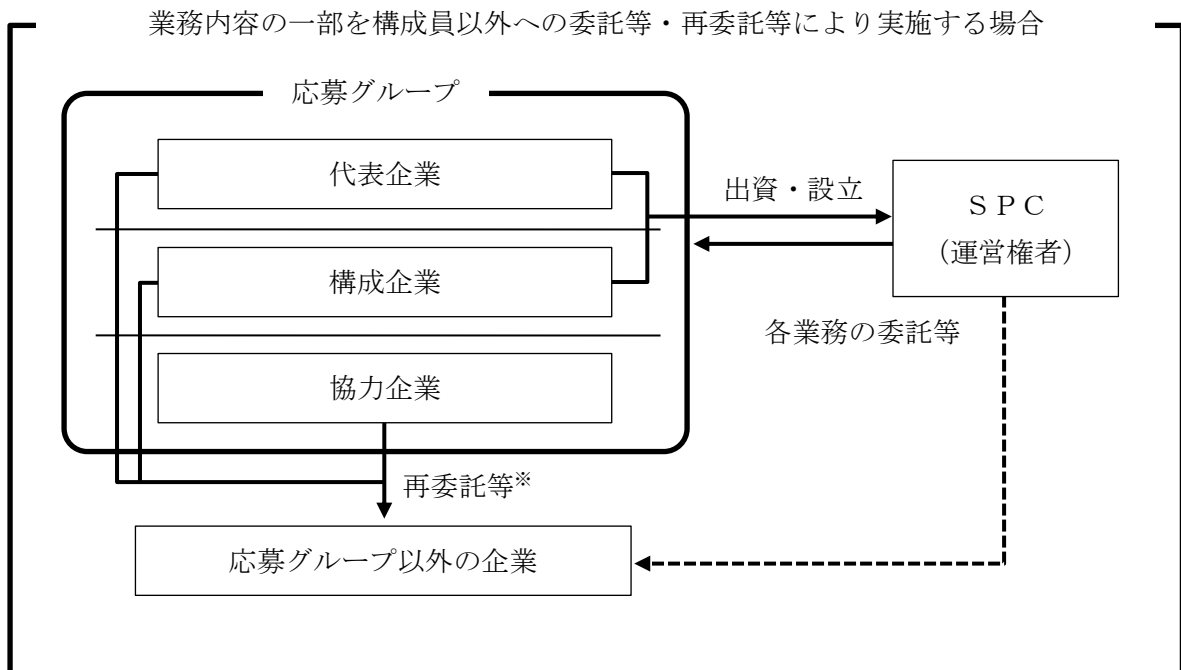
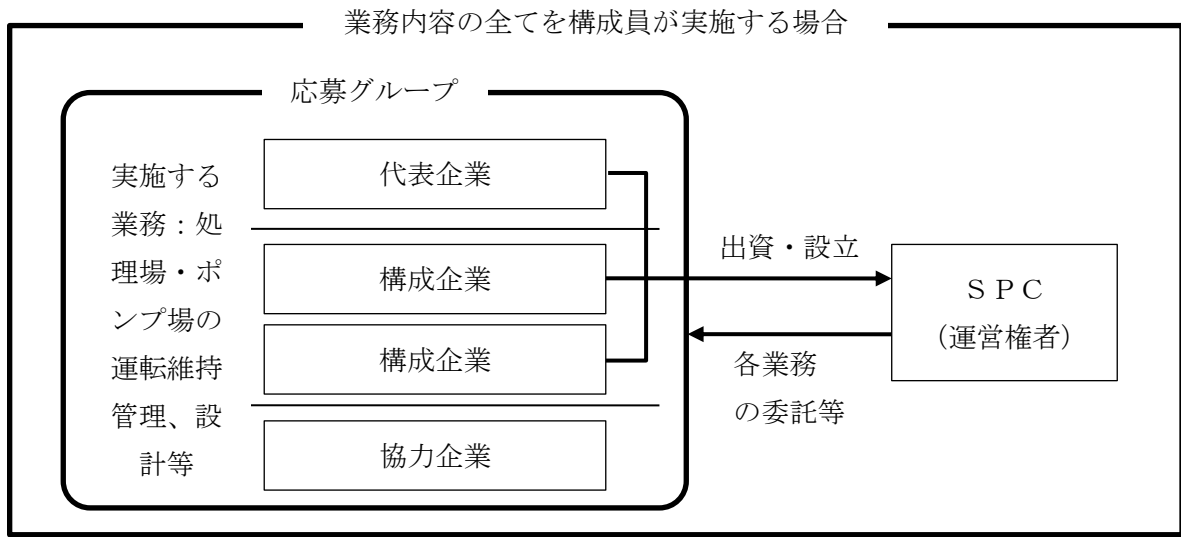
予定時期	内容
令和3（2021）年7月30日	募集要項等の公表
令和3（2021）年8月10日	募集要項等に関するウェブ説明会
令和3（2021）年8月10日～12日	募集要項等に関する個別対話の受付
令和3（2021）年8月18日	募集要項等に関する現地見学会
令和3（2021）年8月26日～30日	募集要項等に関する個別対話
令和3（2021）年9月3日～9月10日	募集要項等に関する質問の受付
令和3（2021）年10月15日	募集要項等に関する個別対話、質問の回答
令和3（2021）年10月20日～29日	参加表明書、参加資格確認申請書、提案概要書の受付
令和3（2021）年11月30日	参加資格確認結果、附帯提案事業及び任意事業に関する予備的審査結果の通知
令和4（2022）年1月17日～2月4日	現地調査及び競争的対話
令和4（2022）年4月28日～5月13日	提案審査書類の受付
令和4（2022）年5月	提案プレゼンテーションの実施
令和4（2022）年7月	優先交渉権者の決定
令和4（2022）年7月	基本協定の締結
令和4（2022）年11月	公共施設等運営権設定、実施契約の締結
令和4（2022）年10月～12月	運営権者との引継ぎ
令和5（2023）年4月	事業開始

3 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

- ア 応募者は、第2. 1 (9) に掲げる業務を実施する予定の単体の企業（以下「応募企業」という。）又は応募グループとする。
- イ 応募者は、応募企業又は構成員の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ウ 応募グループにあっては構成員から代表企業を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- エ 応募者は、優先交渉権者として選定された場合は、応募企業又は代表企業及び構成企業の出資により、本事業を実施するS P Cを設立するものとする。応募企業又は代表企業及び構成企業は、S P Cに出資して本普通株式（実施契約書（案）に定める本普通株式をいう。）すべての割当てを受けるものとする。なお、応募グループにあっては、代表企業は、出資者中最大の出資割合を負担するものとする。
- オ 参加資格審査書類の提出以降、応募企業又は構成員の変更は認めない。ただし、構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募企業又は構成員が(2)及び(3)の参加資格要件を満たさなくなった場合、応募企業又は構成員を支配している者が変更された場合、又は新たに第三者に支配された場合は、市に速やかに通知しなければならない。
- カ 応募企業にあっては、原則、S P Cから応募企業に委託等を実施する。応募グループにあっては、原則、S P Cから構成員に委託等を実施する。
- キ 応募企業又は構成員が業務にあたらぬ場合、応募企業、構成員以外の企業に委託等することは可能である。ただし、本事業開始以降に当該企業が、(2)及び(3)の資格を有することを確認できる書類を市に提出し、市の承諾を得ること。
- ク 応募企業及び応募グループとも廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る汚泥処理業務については、市が指定する三浦地域資源ユーズ株式会社及びメンテナンス時等に運営権者が選定した者と、汚泥運搬に係る業務については運営権者が選定した者と、それぞれ運営権者が直接契約するものとする。なお、平成28年度における発生汚泥量及び市が株式会社三浦地域資源ユーズと契約を締結したときの契約単価の実績額は別紙6に示す。

以下、本事業において可能とする応募グループの構成を例示する。



※応募企業による単独企業での構成も同様

(2) 応募者に共通の参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ P F I 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画認可の決定があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- エ 民事再生法第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされていない者であること。
- カ 三浦市の公共工事に係る一般競争入札実施要領若しくは三浦市物品調達・業務委託に係る一般競争入札実施要領による三浦市競争入札参加資格者名簿に登録されている者、又は小規模工事等契約希望者登録名簿に登録されている者であること。
- キ 参加資格確認申請書の提出期限の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、三浦市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成 7 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ク 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けていない者であること。
- ケ 市が発注した「平成 27 年度三浦市公共下水道事業におけるコンセッション方式導入可能性調査業務委託」を受注した学校法人東洋大学、及び協力法人である株式会社エスイー、P w C アドバイザリー合同会社又はこれらの者と資本面若しくは人事面において一定の関連のある者³でないこと。
- コ 市が発注した「平成 28 年度三浦市公共下水道事業コンセッション推進に向けた情報整備調査業務委託」を受注した P w C アドバイザリー合同会社又はこの者と資本面若しくは人事面において一定の関連のある者でないこと。
- サ 本事業のアドバイザー業務受託者及び当該アドバイザー業務において業務協力関係にある者でないこと、又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。なお、本事業のアドバイザー業務受託

³ 「資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。

者及び業務協力関係にある者は以下のとおりである。

- ・株式会社建設技術研究所
- ・学校文化施設研究所
- ・シティニューワ法律事務所
- ・永井公認会計士事務所

- シ 4（1）に示す三浦市公共下水道事業における民間資金等活用検討審議会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面において一定の関連のある者でないこと。
- ス 三浦市暴力団排除条例（平成 23 年三浦市条例第 2 号。以下「市条例」という。）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等でない者であること。
- セ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反していない者であること。
- ソ 役員等（個人である場合にはその者を、法人等である場合にはその役員（市条例第 2 条第 5 号に規定する役員をいう。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有していない者であること。
- タ 市の市議会議員が役員等となっている法人（市の公共施設等運営権者の業務、市の指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の業務又は市の請負の業務を行うこととなるものに限る。）に該当しない者であること。
- チ 市の市長、副市長、三浦市立病院の総病院長、委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）又は委員が役員等となっている法人（主として市の公共施設等運営権者の業務、市の指定管理者の業務又は市の請負の業務を行うこととなるもの限り、市が資本金、基本金その他これらに準じるものの 2 分の 1 以上を出資している法人を除く。）に該当しない者であること。
- ツ 上記のケ〜チに定める者を本事業の応募に関連するアドバイザーに起用していないこと。
- テ 法人税、事業税、消費税、地方消費税を滞納していない者であること。
- ト 応募企業又は構成員のいずれかで、参加資格確認申請書の提出以降、同時に他の応募企業又は構成員（参加資格審査申請書の提出以降、応募企業又は構成員を取りやめた後も同じ）となっていないこと。ただし、市が優先交渉権者を選定し、基本協定書を締結した後、選定されなかった他の応募企業又は構成員が、運営権者から応募グループ以外の企業として業務等を受託することは可能である。
- ナ 外国法人においては、本項ア、イ、ウ、エ及びオについて、その適用法令において同等の要件を満たしていると市が確認できること。

(3) 業務実施企業に求められる要件

応募企業、構成員は、かながわ電子共同システムの入札参加資格の認定を受けており、かつ本業務を適切に実施できる知識及び能力を有し、技術・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。また、応募企業、構成員のうち設計業務を行う者、改築業務を行う者、管路施設の維持管理業務を行う者、処理場・ポンプ場の維持管理業務を行う者は、それぞれ以下に示す要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。ただし、工事監督（工事監理を含む。）を行う者は、当該建設工事の施工を行う企業と過去及び当該工事期間中、雇用関係にない者を配置しなければならない。

なお、三浦市の公共工事に係る一般競争入札実施要領若しくは三浦市物品調達・業務委託に係る一般競争入札実施要領による三浦市競争入札参加資格者名簿、又は小規模工事等契約希望者登録名簿への登録をしていない企業については、参加表明書の提出までに登録申請を行い、登録しておくこと。

ア 設計業務を行う者

土木建築・付帯設備、機械設備及び電気設備に係る設計業務を行う構成員等は、以下に示す要件を満たさなければならない。

当該設計業務を行う企業は、aの資格要件、cの当該実績要件を満たすこと。なお、設計業務を再委託等する場合には、構成員に代わって再委託等先の企業がcの当該実績要件を有することで問題ない。

また、建築に係る設計業務が生じた場合、当該設計業務を行う企業は、bの資格要件、dの当該実績要件を満たすこと。なお、設計業務を再委託等する場合には、構成員に代わって再委託等先の企業がbの資格要件、dの当該実績要件を有することで問題ない。

- a 技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））又は一般社団法人建設コンサルタント協会が認定するRCCM（下水道）の資格を有する者を配置できること。
- b 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- c 平成23年度以降に、公共下水道、流域下水道における処理能力8千 m^3 /日以上の高度処理方式の下水処理施設に係る設計業務の履行実績を有していること。土木建築・付帯設備、機械設備及び電気設備の単一又は複合での設計実績を有すること。なお、新設工事のみでなく、増設工事及び改築工事も可とする。
- d 平成23年度以降に、公共下水道、流域下水道における処理能力8千 m^3 /日以上の高度処理方式の下水処理施設に係る建築における設計業務の履行実績を有していること。なお、新築工事のみでなく、増築工事及び改築工事も可とする。

イ 改築業務を行う者

改築業務を行う構成員等は、以下に示す要件を満たさなければならない。

当該改築業務を行う企業は、a の資格要件、b から g の実績等要件を満たすこと。なお、改築業務を再委託等する場合には、構成員に代わって再委託等先の企業が b から g の実績等要件を有することで問題ない。

- a 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、各担当業務に関し、土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事又は電気工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- b 平成23年度以降に、処理能力8千 m³/日以上を終末処理場における水処理施設の機械設備工事（補修工事、修繕工事等の部分的な工事は除く）を元請として施工した実績（完成引渡しをしたものに限る）を有する者であること。
- c 平成23年度以降に、処理能力8千 m³/日以上を終末処理場における電気設備工事（補修工事、修繕工事等の部分的な工事は除く）を元請として施工した実績（完成引渡しをしたものに限る）を有する者であること。
- d 三浦市工事請負指名競争入札参加者資格審査における土木工事の経営事項審査結果の総合評点が701点以上の者であること。
- e 三浦市工事請負指名競争入札参加者資格審査における建築工事の経営事項審査結果の総合評点が701点以上の者であること。
- f 三浦市工事請負指名競争入札参加者資格審査における電気工事の経営事項審査結果の総合評点が651点以上の者であること。
- g 三浦市工事請負指名競争入札参加者資格審査における管工事の経営事項審査結果の総合評点が651点以上の者であること。

ウ 管路施設の維持管理業務を行う者

管路施設の維持管理業務を行う構成員等は、以下に示す要件を満たさなければならない。当該維持管理業務を行う企業は、a の資格要件、b の実績要件を満たすこと。なお、維持管理業務を再委託等する場合には、構成員に代わって再委託等先の企業が b の実績要件を有することで問題ない。

- a 下水道法施行令第15条及び同第15条の3に定める資格要件のうち、維持管理（処理施設・ポンプ施設）に準拠した資格を有する者を配置できること。
- b 平成23年度以降に、管路施設の維持管理業務（点検又は修繕）を受託した実績があること。

エ 処理場、ポンプ場の維持管理業務を行う者

処理場、ポンプ場の維持管理業務を行う構成員等は、以下に示す要件を満たさなければならない。当該維持管理業務を行う企業は、a の資格要件、b の実績要件を満たすこと。なお、維持管理業務を再委託等する場合には、構成員に代わって

再委託等先の企業が b の実績要件を有することで問題ない。

- a 下水道法施行令第15条及び同第15条の3に定める資格要件のうち、維持管理（処理施設・ポンプ施設）に準拠した資格を有する者を配置できること。
- b 平成23年度以降に、処理能力8千 m^3 /日以上 of 標準活性汚泥法と同等以上の処理能力を有する終末処理場において、水処理施設の維持管理業務を受託した実績が1年以上あること。

4 公募手続き等

(1) 募集要項等に関するウェブ説明会及び現地見学会の開催

市は、募集要項等に関するウェブ説明会及び現地見学会を、以下のとおり開催する。

ア ウェブ説明会

(ア) 開催日

令和3年8月10日(火)

(イ) 開催方法

Zoom等を用いた映像・音声通信による説明を予定

(ウ) 内容

募集要項等の構成、公募手続き等（予定）

イ 現地見学会

(ア) 開催日時

令和3年8月18日(水)

- ・半日程度を予定する。
- ・時間帯の詳細については、参加申込み後に個別に連絡する。
- ・参加者が多数の場合は、複数回に分け開催する場合がある。

(イ) 開催場所

東部浄化センター、金田中継センター

(ウ) 内容

東部浄化センター、金田中継センター内の主要各施設の見学

留意事項

- ・令和2年10月、令和3年4月の現地見学会で行った施設見学と同内容を予定しており、同一法人、同一人物の参加は原則、受け付けない。
- ・現地見学会は外観の見学であり、設備等に触れることは不可とする。
- ・当日、参加申込書の原本を提出すること。
- ・募集要項等は各自持参すること。

ウ 申込み

参加者は本事業に参加を検討する民間企業等とし、1者につき5名までとする。参加を希望する場合は、様式集及び記載要領に定める参加申込書を令和3年8月

6日(水)17時までには、第1.1(2)の担当部局へ電子メールにて送信の上、各会場において原本を提出すること。なお、当日、会場での申込みは受け付けない。

(2) 開示資料の貸与

ア 開示資料

市は、守秘義務の遵守等に関する誓約書の提出を条件とする開示資料を貸与する。開示資料の一覧は、別紙7に示す。追加の開示資料の要望がある場合、参加表明をする全ての者から要望を受け付け、開示可能な資料を全ての参加資格があるとされた者に開示する予定である。

イ 開示資料貸与申込書及び誓約書の提出

開示資料の貸与を希望する者は、貸与を受けるため、開示資料貸与申込書と守秘義務の遵守に関する誓約書を提出しなければならない。

受付期間 : 令和3年9月3日(金)9時から令和3年10月21日(木)17時まで(必着)

提出方法 : 様式集及び記載要領に従って記入し、第1.1(2)の担当部局へ電子メールにて送信の上、提出期限までに郵送等で送付すること。

貸与方法 : 開示資料貸与申込書及び守秘義務の遵守に関する誓約書を第1.1(2)の担当部局が受領後、速やかに、郵送等で送付する。

第二次被開示者への開示方法 : 様式集及び記載要領に定める方法に従うこと。

ウ 貸与資料の破棄

開示資料の貸与を受けた者は、その使用を終えた時点で責任を持って破棄し、様式集及び記載要領に従って記入した破棄義務の遵守に関する報告書を守秘義務の遵守に関する誓約書の定めに従い、市に郵送等で送付すること。

(3) 募集要項等に関する個別対話の実施

市及び本事業に参加を検討する民間企業等が十分な意思疎通を図ることによって、応募者が本事業の趣旨、市の要求水準書(案)等の意図を理解することを目的として、市と事業者との個別対話を実施する。

ア 開催日

令和3年8月26日(木)～8月30日(月)

イ 開催場所

三浦市役所

ウ 申込み

参加者は本事業に参加を検討する民間企業等とし、1者につき3名までとする。
なお、応募グループの組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の参加人数は合計で10名以内とする。

参加を希望する場合は、様式集及び記載要領に定める参加申込書及び個別対話の議題を令和3年8月12日(木)17時までに、第1.1(2)の担当部局へ電子メールにて送信の上、各会場において原本を提出すること。実施時間については申込みのあった事業者別途、連絡する。

エ 回答の公表

市は、個別対話の結果について参加者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、募集要項等に関する個別対話の議題のうち市が必要と判断したもの及びその回答を、回答公表予定日に、市ホームページへの掲載などの方法により公表する。

なお、応募者が参加表明に当たって早期に了知する必要があると判断される個別対話の議題に関しては、回答公表予定日以前に回答を公表することがある。

回答公表予定日 : 令和3年10月15日(金)

(4) 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

ア 質問の受付

市は、募集要項等に記載の内容について質問を受け付ける。

受付期間 : 令和3年9月3日(金)9時から令和3年9月10日(金)17時まで(必着)

提出方法 : 募集要項等に関する質問の内容を具体的かつ簡潔にまとめ、様式集及び記載要領に定める質問書に記入し、電子メールにより送信すること。なお、質問を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容(特殊な技術やノウハウ等)が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。質問書は、Microsoft Excelにより作成することとし、提出者の名称並びにその部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを必ず記載すること。提出先は、第1.1(2)の担当部局とする。
なお、電子メール以外での質問には一切応じない。

イ 回答の公表

市は、質問を提出した者が提出時に明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、募集要項等に関する質問のうち市が必要と判断したもの及びその回答を、回答公表予定日に、市ホームページへの掲載などの方法により公表する。

なお、応募者が参加表明に当たって早期に了知する必要があると判断される質問に関しては、回答公表予定日以前に回答を公表することがある。

また、公平を期すため、質問を提出した者への直接回答は行わない。

回答公表予定日 : 令和3年10月15日(金)

(5) 資格審査並びに附帯提案事業及び任意事業に関する予備的審査

ア 参加表明書及び参加資格確認申請書並びに提案概要書の受付

審査に参加する応募者は、様式集及び記載要領に定めるところにより、参加表明書及び参加資格確認申請書並びに提案概要書を作成し提出する。

受付期間 : 令和3年10月20日(水)9時から令和3年10月29日(金)17時まで(必着)

提出方法 : 参加表明書及び参加資格確認申請書並びに提案概要書は、第1. 1(2)の担当部局に対し、電子メールにより送信した上で、提出期限までに持参又は郵送等で送付すること。

参加資格の確認基準日 : 令和3年10月29日(金)とする。

イ 附帯提案事業及び任意事業に関する予備的審査

市は提案概要書のうち附帯提案事業及び任意事業について、市の政策方針や既存計画に反しないものであるかを基準として、その実施可否を判断するものとする。なお、提案概要書は、応募者が提出時点で想定する提案の概要を取りまとめたものであり、最終的な提案審査書類の内容を拘束するものではない。また、市は、提案概要書を評価の対象としない。

ウ 審査結果の通知

市は、参加資格確認の結果並びに附帯提案事業及び任意事業の実施可否の結果を、応募企業又は代表企業に対して、令和3年11月30日(火)までに通知する。

(6) 現地調査及び競争的対話

市は、参加資格があるとされた者に対し、現地調査を実施する機会を付与する。あわせて、本公募内容について市と応募者との齟齬を生じさせないようにすることと提案における要求水準未達成を防ぐことなどの目的で、競争的対話を行う。市は、その結果を踏まえ、必要に応じて募集要項等の調整を行う。

ア 競争的対話等についてのウェブ説明会

開催日 : 参加資格確認結果の通知後、2週間以内

開催時間 : 参加資格ありとした応募者毎に、午前9時から各者1時間で開催(予定)

開催方法 : Zoom等を用いた映像、音声通話による説明を予定

イ 現地調査及び競争的対話

開催期間 : 令和4年1月17日(月)から令和4年2月4日(金)までの間で、市が指定した日

開催時間 : 10時から16時まで

開催方法 : 参加資格ありとした応募者毎に、次の順で行う。

①現地調査〔第1回目〕(2日間)

(東部浄化センター:1日/金田中継センター及び管路施設:1日)

②競争的対話〔第1回目〕(1日間)

③現地調査〔第2日目〕(1日間)

④競争的対話〔第2回目〕(1日間)

(7) 提案審査

ア 提案審査書類の受付

提案審査参加者は、様式集及び記載要領に定めるところにより、第1.1(2)の担当部局に対し提案審査書類を提出する。なお、市は、提案審査書類の提出前に追加の質問を受け付けることがある。

なお、提案審査書類提出後、提案審査参加者は、第3.5(1)の審議会において提案に係るプレゼンテーションを行うことを予定している。

受付期間 : 令和4年4月28日(木)9時から令和4年5月13日(金)17時まで(必着)

提出方法 : 提出期限までに持参すること。

なお、1者以上の提案審査参加者から提案審査書類の提出がなかった場合、市は特定事業の選定を取り消す。

イ 提案審査結果の通知

市は、提案審査の結果を、応募企業又は代表企業に対して、令和4年7月に通知する。

ウ 提案審査書類の作成等に係る費用

提案審査書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

5 優先交渉権者の選定方法

(1) 三浦市公共下水道事業における民間資金等活用検討審議会

市では、優先交渉権者の選定に当たり、PFI法第11条に規定する客観的な評価を行うために、学識経験を有する者等からなる三浦市公共下水道事業における民間資金等活用検討審議会(以下「審議会」という。)を、平成28年12月6日に設置した。

審議会では、優先交渉権者選定基準に基づき提案審査を行う。なお、審議会は一部を除き非公開とする。

審議会の委員は以下のとおりである。なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、委員に対して、直接、間接を問わず接触を試みた場合、当該応募者は、本事業の応募参加資格を失う。

会長	森田	弘昭	(日本大学 教授)
委員	安登	利幸	(亜細亜大学大学院 教授)
委員	弓削田	克美	(日本下水道事業団東日本本部事業管理室)
委員	星野	拓吉	(三浦市副市長)

(2) 審査の方法

ア 資格審査

資格審査では、市において参加資格要件の充足を確認する。

イ 提案審査

提案審査では、提案審査書類について、審議会における審査を行う。審査は、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ行う。

市は、審議会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(3) 三浦市公共下水道事業における民間資金等活用検討審議会事務局

審議会の事務局は、担当部局が担当し、公募アドバイザーが補助する。

(4) 審査結果の公表

市は、優先交渉権者の選定後、速やかに応募企業又は応募グループの代表企業に対して通知するとともに、審査の結果及び評価の内容について、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がいない、又はいずれの応募者も市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、市が本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。この場合、市は、その旨を市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

6 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書(案)に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に実施契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、市は、基本協定書(案)の修正には、原則として応じない。

(2) 市及び優先交渉権者による運営準備行為

ア SPCの設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、SPCとして、会社法に規定する株式会社を市内に速やかに設立しなければならない。なお、事業期間中はSPCの本社所在地を市外に移転させないものとする。なお、本事業期間中はSPCの本社所在地を市外に移転させないものとする。

イ 関連資料集及び参考資料集の更新

市は、優先交渉権者の選定後実施契約締結までの間に、関連資料集及び参考資料集の内容を募集要項等公表後の下水道事業運営を踏まえたものに更新し、優先交渉権者に提示する。

ウ 運営権設定対象施設の調査

優先交渉権者は、SPCの設立や実施契約の締結準備と並行して、運営開始に向けた準備行為として、市及び市が運転維持管理を委託する事業者が協力する範囲で現地調査を実施することができる。

エ 改築に関する協議

市及び優先交渉権者は、市が策定する令和2年度から令和6年度の第1期修繕・改築計画に基づき、改築に関する協議・調整を行う。

(3) 運営権の設定及び実施契約の締結

市は、PFI法第19条第4項に定める運営権設定に係る議会の議決を得た上で、SPCに対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、運営権者は、公共施設等運営権登録令（平成23年政令第356号）に従って運営権の設定登録を行う。市と運営権者は、実施契約書（案）の内容に従い、運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。なお、実施契約書（案）の内容は、優先交渉権者の決定前に確定することができなかつたもの及び軽微なもの以外は変更しない。

また、市又は運営権者は、実施契約の締結後、本事業開始日までに実施契約に定める条件を充足する。

なお、市は、PFI法第19条第3項及び第22条第2項の定める事項を市ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(4) 主たる事業の承継等及びその他準備

市及び運営権者は、実施契約に従い主たる事業の承継等及びその他の準備を行う。

(5) 運営権者譲渡対象資産の譲受

運営権者は、本事業開始日に運営権者譲渡対象資産について市から譲渡の方法によって取得する。

譲渡手続は、市が作成した予定価格に対し、運営権者が現物を確認の上、見積書を提出する方法で行う。運営権者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合、市と運営権者は運営権者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し、運営権者は、当該契約の定めに従って市が指定する期日に一括払いで対価を支払い、運営権者譲渡対象資産を取得する。

(6) 本事業の開始

運営権者は、実施契約に定める本事業開始日に事業を開始する。開始に当たっては、運営権者が業務の引継ぎ等の実施契約上の義務を履行していることを前提条件とする。

7 応募に関する留意事項

(1) 応募の前提

ア 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載の条件を十分に理解し、これに承諾して応募すること。応募者は、募集要項等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

イ 費用負担等

本公募における全ての手続のうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者自らの責任と費用負担によりこれを行う。

ウ 書面主義

本公募に関して市に対して行う全ての意思表示は、募集要項等に別段の定めのない限り、書面によるものとし、使用する言語は日本語とする。応募者が日本国外の企業から構成される場合、日本語と英語の併記を認めるが、その内容が異なる場合は日本語の記述が優先される。また、参加資格に係る資料の付属資料として応募者から提供される印刷物については外国語も認めるが、その場合、関連部分について日本語による正確な翻訳を添付するものとする。

エ 通貨及び単位

提案審査書類、質問・回答、審査等において使用する通貨及び単位は、日本円及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

オ 本公募状況の取扱い

優先交渉権者の選定において客観性及び公平性を担保するため、参加資格審査の受付から審査結果の公表まで、本公募の状況については公表しない。

(2) 応募者の提出する提案審査書類

応募者は、様式集及び記載要領に従い提案審査書類を作成する。

(3) 提案審査書類の取扱い

提案審査書類の取扱いは以下のとおりとする。

ア 著作権

提案審査書類の著作権は、当該提案審査書類を提出した者に帰属する。なお、本事業の公表その他市が必要と認めるときは、市は提案審査書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、提案審査書類は返却しない。

イ 特許権等

市は、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の

法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている維持管理方法等を使用した結果生じる責任を負わない。

ウ 提案審査書類の公開について

市は、必要に応じて、提案審査書類の一部を公開する場合がある。

エ 提案内容の矛盾について

提示図面あるいはイメージ図等と、文書による記載内容に矛盾がある場合には、文書による記載内容が優先するものとする。

オ 提案内容の履行義務について

優先交渉権者が、提案審査において市に提示した提案については、運営権者がこれを履行する義務を負う。なお、プレゼンテーション時の事業提案内容に係る質問に関する回答についても同様に取り扱う。

(4) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本公募の検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は応募を無効とする。

ア 「第3. 3 応募者の参加資格要件」を満たさない者が応募したとき

イ 提案審査書類が不足しているとき

ウ 提案審査書類が様式集及び記載要領に従い記載されていないとき

エ 提案審査書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき

オ 市の許可なく、本事業の選定に関し、市職員に接触したとき

カ 市の許可なく、審議会委員に接触したとき

キ 応募手続において不正な行為があったとき

ク 提案審査書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき

ケ 提案審査書類に虚偽の内容が記載されているとき

コ 2種類以上の提案審査書類を提出したとき

サ その他募集要項等に定める条件に違反したとき

第4 その他

1 議会の議決

運営権の設定及び実施契約に関する議案を令和4年9月三浦市議会定例会に提出予定である。

2 その他

今後、募集要項等の変更が必要となる場合は、市は募集要項等を改正し修正版を公表する。

情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。
三浦市公式ホームページ
<http://www.city.miura.kanagawa.jp/>

－ 1 東部浄化センターの諸元

ア 整備状況

位置	敷地面積	処理方法	処理能力		備考
			平成 10 年度末	平成 11 年度末	
三浦市南下浦町 金田 2736 番 5	21,294 m ²	標準活性 汚泥法	平成 10 年度末	2,680 m ³ /日	0.5 系列
			平成 11 年度末	5,360 m ³ /日	1 系列
			平成 13 年度末	8,050 m ³ /日	1.5 系列

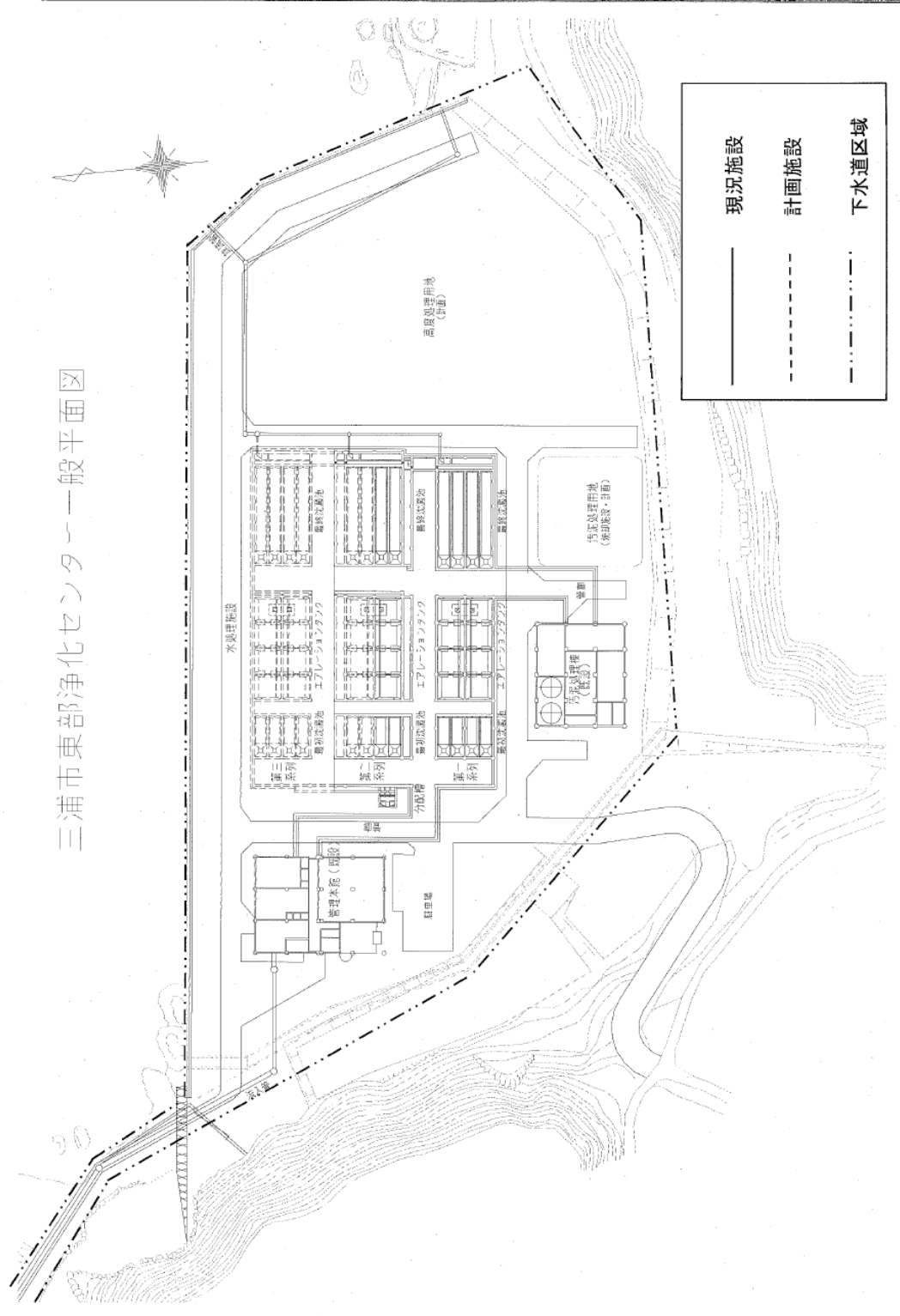
施設名	構造	現有主要施設
管理本館 (沈砂池)	鉄筋コンクリート造 地上 3 階 地下 1 階	沈砂池 1 池、 受変電設備 1 式 汚水ポンプ 3 台、 自家発電設備 1 台
水処理棟	鉄筋コンクリート造 地上 1 階	最初沈殿池 6 池、 塩素接触槽 2 池 エアレーションタンク 3 池、 最終沈殿池 6 池
汚泥処理棟	鉄筋コンクリート造 地上 2 階 地下 1 階	汚泥濃縮槽 2 池、 汚泥脱水機 2 台

イ 年間処理水量及び年間汚泥処分量

年度	処理水量 (千 m ³)	汚泥処分量 (t)
平成 10 年度	15	0
平成 11 年度	419	215
平成 12 年度	826	545
平成 13 年度	965	692
平成 14 年度	1,063	841
平成 15 年度	1,038	921
平成 16 年度	1,251	1,074
平成 17 年度	1,288	1,185
平成 18 年度	1,357	1,300
平成 19 年度	1,436	1,213
平成 20 年度	1,499	1,256
平成 21 年度	1,561	1,262
平成 22 年度	1,568	1,337
平成 23 年度	1,494	1,089
平成 24 年度	1,617	1,281
平成 25 年度	1,595	1,381
平成 26 年度	1,580	1,312
平成 27 年度	1,635	1,349
平成 28 年度	1,583	1,343
平成 29 年度	1,659	1,419
平成 30 年度	1,617	1,328
令和元年度	1,629	1,351

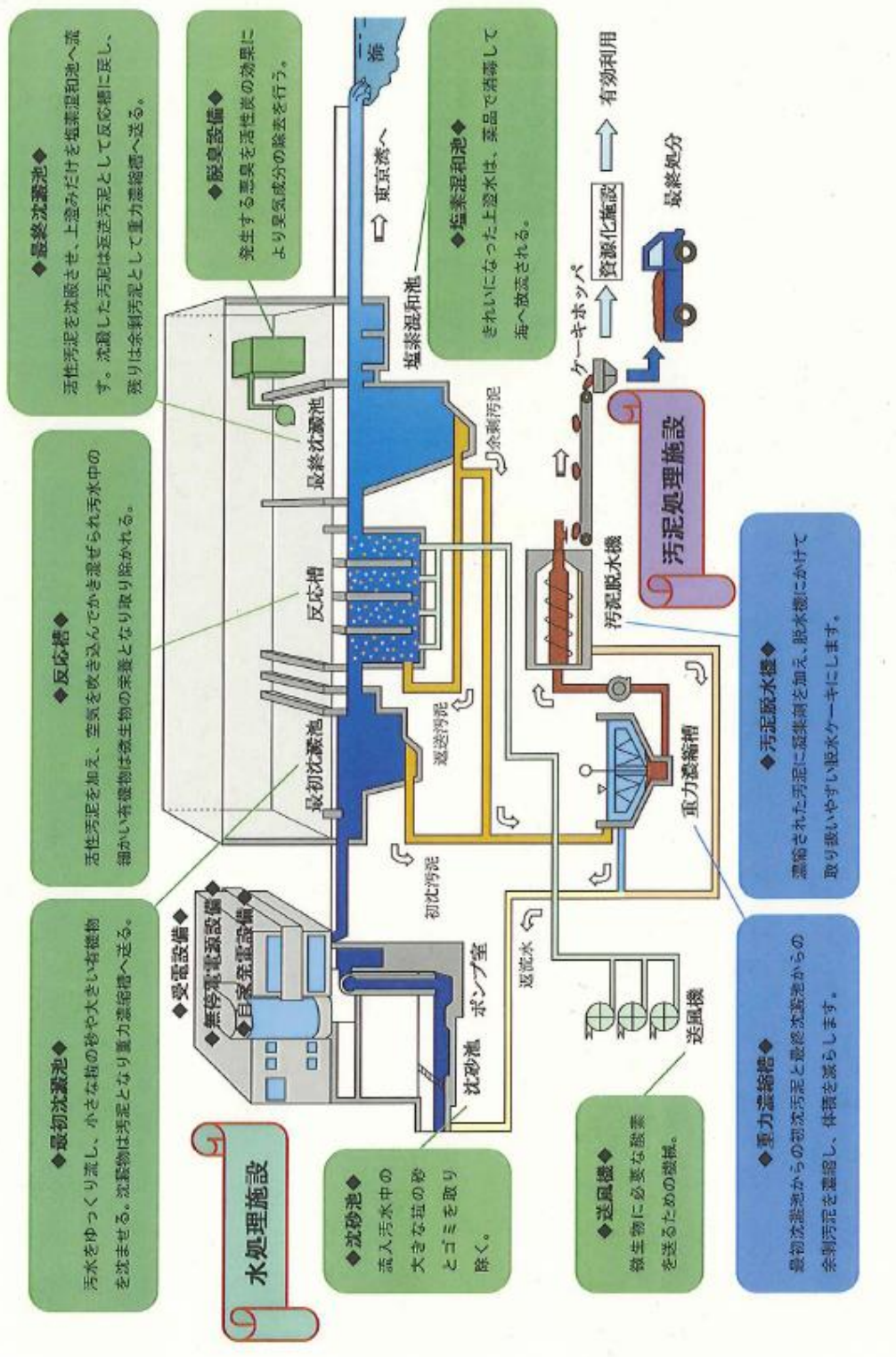
別紙1-2 東部浄化センター一般平面図(拡大)

三浦市東部浄化センター一般平面図



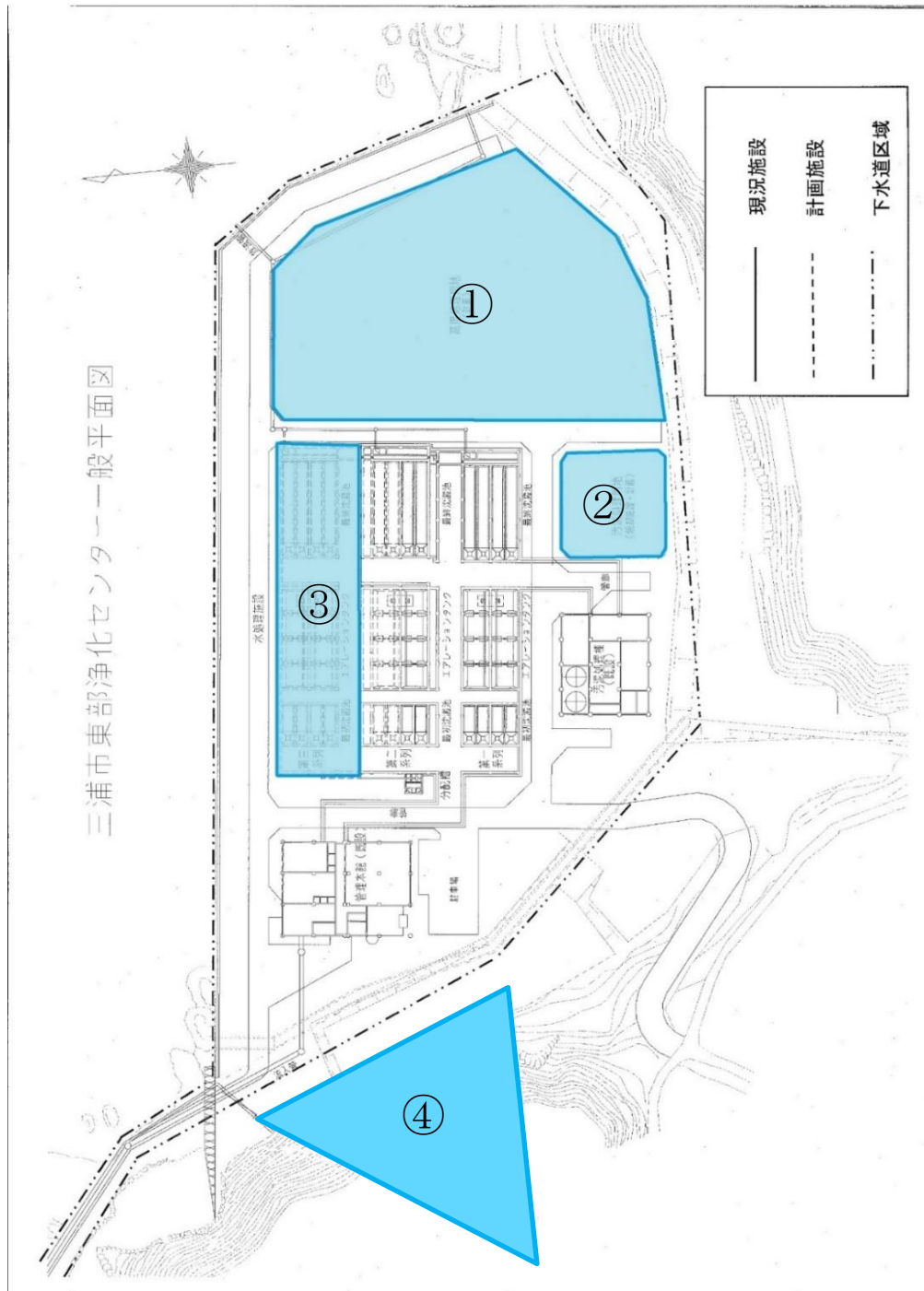
—	現況施設
- - -	計画施設
- · - · -	下水道区域

別紙 1 - 3 東部浄化センターの現状の全体処理フロー図



別紙 1-4 東部浄化センターにおける任意事業の対象地

下図の中で、水色の網掛け部分(①~④)の4箇所を任意事業の対象地として想定している。



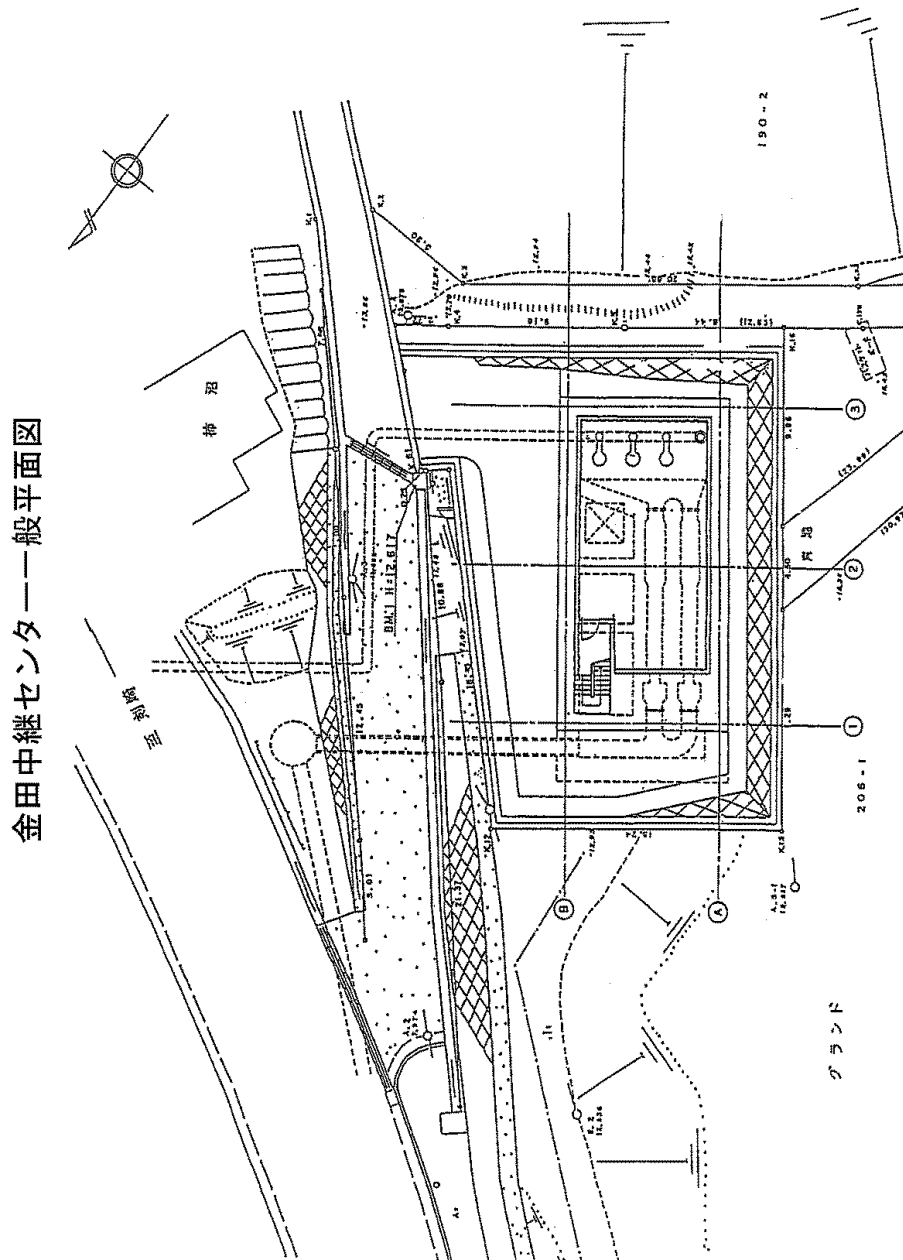
①高度処理用地(計画)	:4,876.5 m ²
②焼却施設用地(計画)	:645.3 m ²
③汚水処理用地(計画:第三系列)	:1,970.4 m ²
④用地	:約3,300 m ²

別紙 1 - 5 金田中継センターの整備状況及び一般平面図

ア 整備状況

位置	敷地面積	能力 1分間の揚水量	構造	現有主要施設
三浦市南下浦町 金田 206 番 8	470 m ²	6.0 m ³ /分 (平成 12 年度末)	鉄筋コンクリート造 地上 2 階 地下 2 階	沈砂ピット 2 池 汚水ポンプ 2 台 受変電設備 1 式 自家発電設備 1 台

イ 一般平面図



別紙 1 - 6 幹線管きよ及びマンホールポンプの整備状況

ア 幹線管きよの整備状況

	位置		管径	延長	進捗率
	起点	終点			
東部 1号幹線	三浦市南下浦町 金田字雨崎	三浦市南下浦町 上宮田字芝原	900 mm～ 350 mm	5,234 m	100 %
東部 2号幹線	三浦市南下浦町 上宮田字松原	三浦市南下浦町 上宮田字青木田	800 mm～ 300 mm	533 m	100 %
東部 3号幹線	三浦市南下浦町 上宮田字青木田	三浦市初声町 下宮田字馬場	500 mm～ 150 mm	2,091 m	100 %
東部 3-1号幹線	三浦市初声町 下宮田字馬場	三浦市初声町 下宮田字馬場	250 mm～ 100 mm	240 m	100 %
東部 4号幹線	三浦市南下浦町 菊名字仲里	三浦市南下浦町 菊名字稲荷小路	700 mm～ 350 mm	211 m	100 %
東部 5号幹線	三浦市南下浦町 金田字入	三浦市南下浦町 金田字入	450 mm	187 m	100 %
合計				8,496 m	100 %

※下水道法施行規則第3条第1項において、下水排除面積が20 ha以上の管きよを「主要な管きよ」としているが、市ではこの「主要な管きよ」を「幹線管きよ」として位置付けている。

※東部1号と東部3号及び東部3-1号幹線の延長は、圧送管を含んだ延長となっている。

※延長については、整数止めとした。

イ ポンプ場施設整備状況

施設名	施設能力
上宮田1号マンホールポンプ	2台×(口径: 150 mm 吐出量: 1.74 m ³ /min 出力: 5.5 kW)
上宮田2号マンホールポンプ	2台×(口径: 80 mm 吐出量: 0.60 m ³ /min 出力: 3.7 kW)
上宮田3号マンホールポンプ	2台×(口径: 65 mm 吐出量: 0.18 m ³ /min 出力: 0.75 kW)
上宮田4号マンホールポンプ	2台×(口径: 100 mm 吐出量: 1.02 m ³ /min 出力: 3.7 kW)
上宮田5号マンホールポンプ	2台×(口径: 65 mm 吐出量: 0.30 m ³ /min 出力: 1.5 kW)
上宮田6号マンホールポンプ	2台×(口径: 80 mm 吐出量: 0.58 m ³ /min 出力: 7.5 kW)
金田1号マンホールポンプ	2台×(口径: 65 mm 吐出量: 0.16 m ³ /min 出力: 1.5 kW)

施設名	施設能力
下宮田 1 号マンホールポンプ	2 台×(口径: 100 mm 吐出量: 1.14 m ³ /min 出力: 11 kW)
下宮田 2 号マンホールポンプ	2 台×(口径: 100 mm 吐出量: 0.90 m ³ /min 出力: 5.5k W)
下宮田 3 号ポンプ室	3 台×(口径: 100 mm 吐出量: 1.90 m ³ /min 出力: 7.5 kW)
下宮田 4 号マンホールポンプ	2 台×(口径: 100 mm 吐出量: 1.40 m ³ /min 出力: 15 kW)
菊名 1 号マンホールポンプ	2 台×(口径: 50 mm 吐出量: 0.08 m ³ /min 出力: 1.2 kW)
菊名 2 号マンホールポンプ	2 台×(口径: 50 mm 吐出量: 0.08 m ³ /min 出力: 1.0 kW)
菊名 3 号マンホールポンプ	2 台×(口径: 50 mm 吐出量: 0.08 m ³ /min 出力: 1.2 kW)

別紙2 PFI法等における用語と本事業における用語の関係性

PFI法並びに運営権ガイドラインにおける用語		募集要項における記載		本事業における整理		運営権	特定事業			
運営等	運営	経営		経営計画書の作成、実施体制の確保、セルフモニタリング等		運営権範囲内	特定事業範囲内			
		各種計画支援		ストックマネジメント計画の更新及び見直し、下水道事業計画変更等						
		維持管理	維持	工事を伴わない点検、詳細調査等						
	修繕		所定の耐用年数を確保するため、既存の施設を部分的に取り換える工事							
	維持管理	増築		既存管路施設の延伸を行うこと。						
		改築	更新工事	所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の施設を全て取り換える工事						
			長寿命化対策	所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の施設を部分的に取り換える工事						
			附設	附帯提案事業に関する工事※1						
	建設・改修		任意		任意事業の実施に必要な設備を導入すること※2			運営権範囲外		

※1 附帯提案事業に係る新規設備の導入とは、例えば、汚泥消化工程導入に伴う消化タンク設備や消化ガス発電設備の導入等をいい、その費用負担は主たる事業の費用と同様に市とする。

※2 運営権者は、任意事業の実施に必要な設備の導入（例えば太陽光発電設備の導入等が考えられる。）を特定事業の範囲内として実施することができる。これらの設備は、運営権者の所有に属し、事業期間終了時に速やかに撤去し、事業開始前の原状に復するものとする。ただし、市が必要と認めるときは、市は残存価値を勘案して買い取ることができるものとする。

※3 改築及び増築には、設計・工事を含まれるものとする。

別紙3 任意事業に関する公有財産貸付料又は使用料

任意事業に係る公有財産貸付料又は使用料は以下に基づき算出する。

1 公有財産貸付料又は使用料の算定方法（土地のみを貸し付ける場合）

ア 土地使用料の基準額

前年度の固定資産税評価額に評価倍率を乗じた額（円未満切り捨て） $\times 4/100$

参考：令和3年度固定資産税評価額 m^2 単価 18,049 円

イ 土地年額使用料の算定

1 m^2 当たりの土地使用料の基準額 \times 使用面積＝土地年額使用料（円未満切り捨て）

2 公有財産貸付料又は使用料の算定方法（建物を貸し付ける場合）

ア 建物使用料の算定

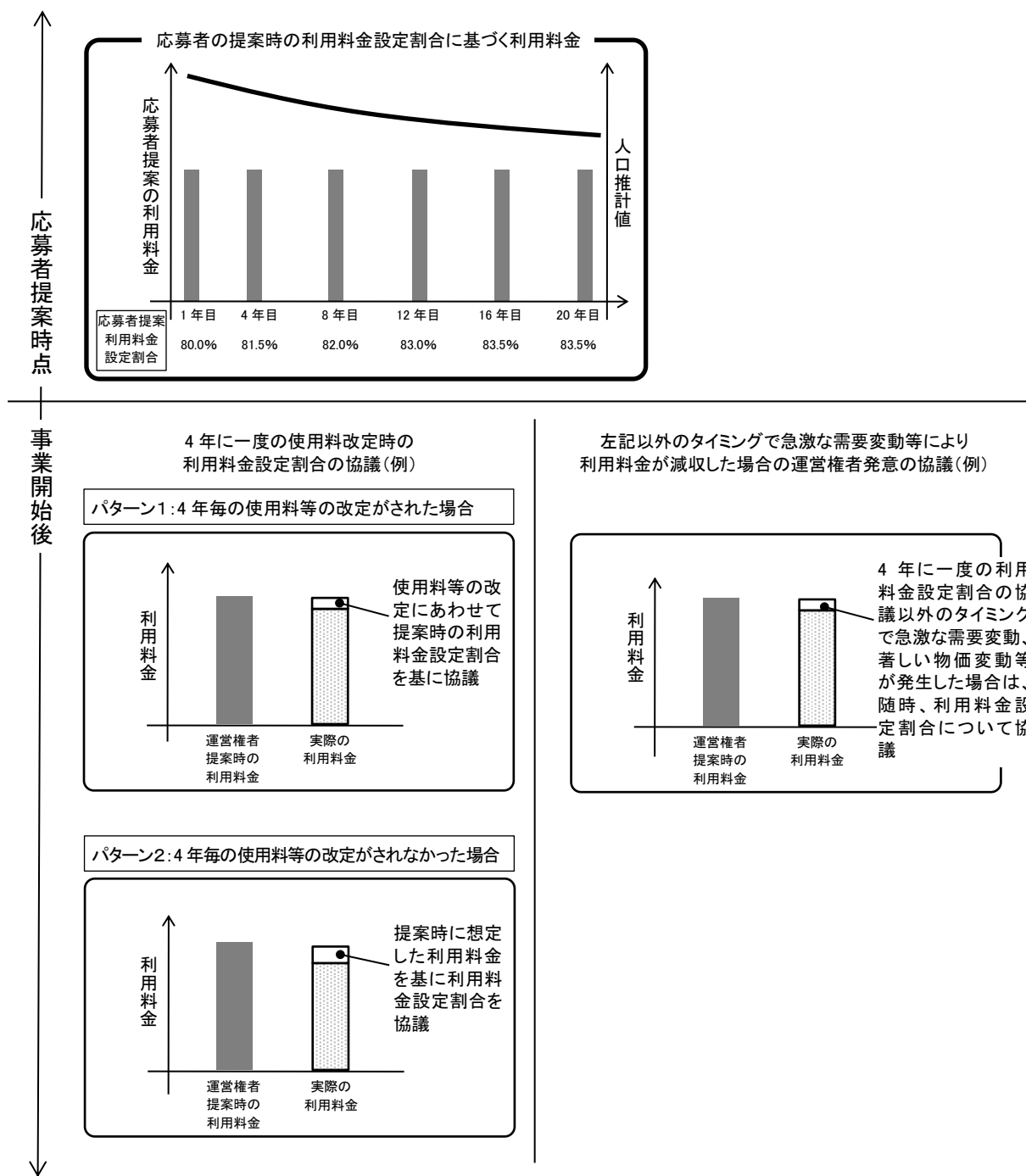
1 m^2 当たりの建物使用料の単価 $\times 6/100 \times$ 使用面積 $+$ 土地使用料＝建物年額使用料
（円未満切り捨て）

参考値：令和2年度建物使用料 m^2 単価 58,952 円

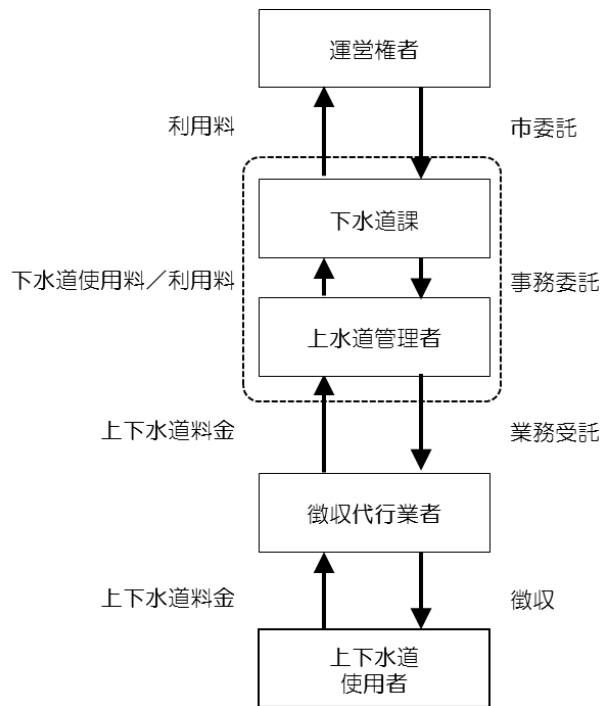
イ 消費税を含む建物使用料の算定

建物年額使用料で算定した額に100分の105で除して得た額に100分の110を乗じて得た額を税込の建物使用料の額とする（円未満切り捨て）。

別紙4 利用料金割合改定に関する市と運営権者の協議のイメージ



別紙5 料金收受代行業務



上下水道料金徴収委託フロー

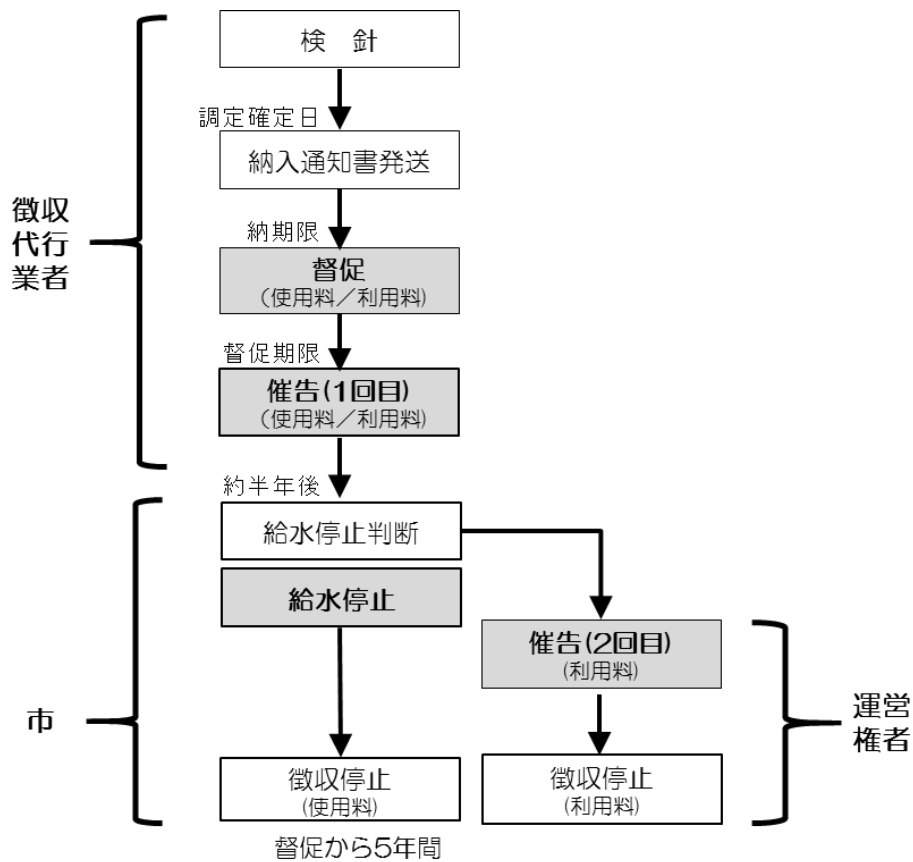


図 料金徴収停止フロー

別紙 6 下水汚泥の資源化処分状況

発生汚泥量	契約金額
1,315 トン (平成 28 年度実績)	参考契約単価 (過去実績額) 16,200 円/トン (消費税及び地方消費税別) ※運搬費用別

別紙 7 開示資料集

No.	年度	資料名称	対象施設
1	平成7年度	三浦市東部浄化センター 建設工事 水処理施設(土木工事)完成図(縮小版原図)	東部浄化センター
2	平成8年度	三浦市東部浄化センター 建設工事その2管理棟本館(土木・建築工事)完成図(縮小版原図)	東部浄化センター
3	平成8年度	三浦市東部浄化センター 水処理設備工事 完成図(縮小版原図)1/2	東部浄化センター
4	平成8年度	三浦市東部浄化センター 水処理設備工事 完成図(縮小版原図)2/2	東部浄化センター
5	平成9年度	三浦市東部浄化センター 建設工事 その3 (土木・建築・建築機械・建築電気) 完成図(縮小版原図)	東部浄化センター
6	平成9年度	三浦市東部浄化センター 建設工事 その4 水処理覆蓋(建築工事) 完成図(縮小版原図)	東部浄化センター
7	平成9年度	三浦市東部浄化センター 建設工事 その4 水処理覆蓋(建築工事) 完成図(縮小版)	東部浄化センター
8	平成9年度	三浦市東部浄化センター 建設工事 その5 放流渠・場内整備(土木工事) 完成図(縮小版原図)	東部浄化センター
9	平成11年度	三浦市東部浄化センター 建設工事 その6 完成図(縮小版原図)	東部浄化センター
10	平成8年度	三浦市東部浄化センター 建設工事 その2 完成写真	東部浄化センター
11	平成9年度	三浦市東部浄化センター 建設工事 その3 完成写真	東部浄化センター
12	平成9年度	三浦市東部浄化センター 建設工事 その4 完成写真	東部浄化センター
13	平成11年度	三浦市東部浄化センター 建設工事 その6 完成写真	東部浄化センター
14	平成11年度	三浦市東部浄化センター 建設工事 その6 完成図(縮小版)	東部浄化センター
15	平成7年度	金田中継センター 施設工事(公共その12) 電気 完成図書 1/4	金田中継センター
16	平成7年度	金田中継センター 施設工事(公共その12) 電気 完成図書 2/4	金田中継センター
17	平成7年度	金田中継センター 施設工事(公共その12) 電気 完成図書 3/4	金田中継センター
18	平成7年度	金田中継センター 施設工事(公共その12) 電気 完成図書 4/4	金田中継センター
19	平成7年度	金田中継センター 施設工事(公共その12) 機械 完成図書 1/2	金田中継センター
20	平成7年度	金田中継センター 施設工事(公共その12) 機械 完成図書 2/2	金田中継センター
21	平成5年度	金田中継センター 詳細設計業務委託(公共その3)数量計算書(建築)平成6年3月	金田中継センター
22	平成5年度	金田中継センター 詳細設計業務委託(公共その3)特記仕様書(電気)平成6年3月	金田中継センター
23	平成5年度	金田中継センター 詳細設計業務委託(公共その3)構造計算書 建築設備設計計算書(土木・建築)平成6年3月	金田中継センター
24	平成5年度	金田中継センター 詳細設計業務委託(公共その3)施工計画書 平成6年3月	金田中継センター
25	平成5年度	金田中継センター 詳細設計業務委託(公共その3)検討計算書(土木)平成6年3月	金田中継センター
26	平成5年度	金田中継センター 詳細設計業務委託(公共その3)数量計算書(土木)平成6年3月	金田中継センター
27	平成5年度	金田中継センター 詳細設計業務委託(公共その3)圧送管検討計算書 平成6年3月	金田中継センター
28	平成5年度	金田中継センター 詳細設計業務委託(公共その3)計画計算書(機械)平成6年3月	金田中継センター
29	平成5年度	金田中継センター 詳細設計業務委託(公共その3)特記仕様書(機械)平成6年3月	金田中継センター
30	平成5年度	金田中継センター 詳細設計業務委託(公共その3)数量計算書(機械設備)平成6年3月	金田中継センター
31	平成7年度	金田中継センター 施設工事(公共その12)機械 工事完成図縮小版原図	金田中継センター

No.	年度	資料名称	対象施設
32	平成7年度	金田中継センター 施設工事(公共その12) 電気 工事完成図縮小版原図	金田中継センター
33	平成7年度	金田中継センター 施設工事(公共その12) 電気 工事完成図縮小版	金田中継センター
34	平成8年度	三浦市金田中継センター 建設工事(公共その1) 竣工写真	金田中継センター
35	平成30年度	金田中継センター 自動除塵機改築更新工事 完成図書	金田中継センター
36	令和元年度	金田中継センター 監視制御装置更新工事 完成図書	金田中継センター
37	平成19年度	三浦市役所 東部3号幹線築造工事(公共その1) 完成図書	管きよ
38	平成10年度	上宮田地区管きよ施設工事(公共その3) 完成図書 平成11年3月	管きよ
39	平成11年度	上宮田木之間工区枝線整備工事(公共その11) 完成図書	管きよ
40	平成13年度	上宮田芝原地区枝線整備工事(緊特その4) 完成図書	管きよ
41	平成14年度	上宮田島廻り地区枝線整備工事(緊特その5) マンホールポンプ竣工図	ポンプ施設
42	平成23年度	三浦市役所 菊名陣場地区ほか枝線整備工事(公共その2) 菊名2号マンホールポンプ・菊名3号マンホールポンプ 完成図書	ポンプ施設
43	平成24年度	三浦市役所 菊名陣場地区ほか枝線整備工事(機械設備) 菊名1号マンホールポンプ 完成図書	ポンプ施設
44	平成15年度	金田仙神地区枝線整備工事(単独その3) 完成図書	管きよ
45	平成12年度	下宮田ポンプ室通報装置設置工事(公共その8)(1の1)	ポンプ施設
46	平成18年度	下宮田3号マンホールポンプ設備工事(公共その3) 完成図書 平成19年3月	ポンプ施設
47	平成20年度	下宮田1号マンホールポンプ設備工事(公共その4) 機械・電気設備完成図書	ポンプ施設
48	平成20年度	下宮田2号マンホールポンプ設備工事(公共その5) 機械・電気設備完成図書	ポンプ施設
49	平成8年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 完成図書 1/12	東部浄化センター
50	平成8年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 完成図書 2/12	東部浄化センター
51	平成8年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 完成図書 3/12	東部浄化センター
52	平成8年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 完成図書 4/12	東部浄化センター
53	平成8年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 完成図書 5/12	東部浄化センター
54	平成8年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 完成図書 6/12	東部浄化センター
55	平成8年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 完成図書 7/12	東部浄化センター
56	平成8年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 完成図書 8/12	東部浄化センター
57	平成8年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 完成図書 9/12	東部浄化センター
58	平成8年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 完成図書 10/12	東部浄化センター
59	平成8年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 完成図書 11/12	東部浄化センター
60	平成8年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 完成図書 12/12	東部浄化センター
61	平成8年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 完成図書(縮小版)1/10	東部浄化センター
62	平成8年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 完成図書(縮小版)2/10	東部浄化センター
63	平成8年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 完成図書(縮小版)3/10	東部浄化センター
64	平成8年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 完成図書(縮小版)4/10	東部浄化センター
65	平成8年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 完成図書(縮小版)5/10	東部浄化センター
66	平成8年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 完成図書(縮小版)6/10	東部浄化センター
67	平成8年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 完成図書(縮小版)7/10	東部浄化センター
68	平成8年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 完成図書(縮小版)8/10	東部浄化センター
69	平成8年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 完成図書(縮小版)9/10	東部浄化センター
70	平成8年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 完成図書(縮小版)10/10	東部浄化センター

No.	年度	資料名称	対象施設
111	平成12年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 その4 完成図書 11/11	東部浄化センター
112	平成12年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 その4 完成図書(縮小版)1/5	東部浄化センター
113	平成12年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 その4 完成図書(縮小版)2/5	東部浄化センター
114	平成12年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 その4 完成図書(縮小版)3/5	東部浄化センター
115	平成12年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 その4 完成図書(縮小版)4/5	東部浄化センター
116	平成12年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 その4 完成図書(縮小版)5/5	東部浄化センター
117	平成21年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 その5 完成図書(縮小版)1/2	東部浄化センター
118	平成21年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 その5 完成図書(縮小版)2/2	東部浄化センター
119	平成7年度	三浦市東部浄化センター 建設工事 水処理施設(土木工事) 完成図(縮小版)	東部浄化センター
120	平成8年度	三浦市東部浄化センター 建設工事その2 管理棟本館(土木・建築工事) 完成図(縮小版)	東部浄化センター
121	平成8年度	三浦市東部浄化センター 水処理設備工事 完成図書(工事完成図)1/10	東部浄化センター
122	平成8年度	三浦市東部浄化センター 水処理設備工事 完成図書(工事完成図)2/10	東部浄化センター
123	平成8年度	三浦市東部浄化センター 水処理設備工事 完成図書(工事完成図(施工図))3/10	東部浄化センター
124	平成8年度	三浦市東部浄化センター 水処理設備工事 完成図書(工事完成図(施工図))4/10	東部浄化センター
125	平成8年度	三浦市東部浄化センター 水処理設備工事 完成図書(工事完成図(施工図))5/10	東部浄化センター
126	平成8年度	三浦市東部浄化センター 水処理設備工事 完成図書(機器取扱説明書)6/10	東部浄化センター
127	平成8年度	三浦市東部浄化センター 水処理設備工事 完成図書(機器取扱説明書)7/10	東部浄化センター
128	平成8年度	三浦市東部浄化センター 水処理設備工事 完成図書(検査試験成績書)8/10	東部浄化センター
129	平成8年度	三浦市東部浄化センター 水処理設備工事 完成図書(検査試験成績書)9/10	東部浄化センター
130	平成8年度	三浦市東部浄化センター 水処理設備工事 完成図書(施工管理記録)(その他工事完成時図書)10/10	東部浄化センター
131	平成8年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 完成図書(縮小版第二原図) 1/4	東部浄化センター
132	平成8年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 完成図書(縮小版第二原図) 2/4	東部浄化センター
133	平成8年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 完成図書(縮小版第二原図) 3/4	東部浄化センター
134	平成8年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 完成図書(縮小版第二原図) 4/4	東部浄化センター
135	平成9年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 その2 完成図書(縮小版第二原図) 1/2	東部浄化センター
136	平成9年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 その2 完成図書(縮小版第二原図) 2/2	東部浄化センター
137	平成10年度	三浦市東部浄化センター 水処理設備工事 その2 完成図(縮小版)	東部浄化センター
138	平成10年度	三浦市東部浄化センター 水処理設備工事 その2 完成図書 工事完成図 1/3	東部浄化センター
139	平成10年度	三浦市東部浄化センター 水処理設備工事 その2 完成図書 検査試験成績書 組織表(アフターサービス) 施工管理記録 2/3	東部浄化センター
140	平成10年度	三浦市東部浄化センター 水処理設備工事 その2 完成図書 その他工事完成時図書 機器取扱説明書 3/3	東部浄化センター
141	平成12年度	三浦市東部浄化センター 水処理設備工事 その3 完成図書 1/6	東部浄化センター
142	平成12年度	三浦市東部浄化センター 水処理設備工事 その3 完成図書 2/6	東部浄化センター
143	平成12年度	三浦市東部浄化センター 水処理設備工事 その3 完成図書 3/6	東部浄化センター
144	平成12年度	三浦市東部浄化センター 水処理設備工事 その3 完成図書 4/6	東部浄化センター
145	平成12年度	三浦市東部浄化センター 水処理設備工事 その3 完成図書 5/6	東部浄化センター
146	平成12年度	三浦市東部浄化センター 水処理設備工事 その3 完成図書 6/6	東部浄化センター
147	平成12年度	三浦市東部浄化センター 水処理設備工事 その3 工事完成図縮小版 1/3	東部浄化センター
148	平成12年度	三浦市東部浄化センター 水処理設備工事 その3 工事完成図縮小版 2/3	東部浄化センター

No.	年度	資料名称	対象施設
149	平成12年度	三浦市東部浄化センター 水処理設備工事 その3 工事完成図縮小版 3/3	東部浄化センター
150	平成12年度	三浦市東部浄化センター 水処理設備工事 その3 工事完成図縮小版原因 1/3	東部浄化センター
151	平成12年度	三浦市東部浄化センター 水処理設備工事 その3 工事完成図縮小版原因 2/3	東部浄化センター
152	平成12年度	三浦市東部浄化センター 水処理設備工事 その3 工事完成図縮小版原因 3/3	東部浄化センター
153	平成12年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 その4 完成図書(縮小版第二原因) 1/3	東部浄化センター
154	平成12年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 その4 完成図書(縮小版第二原因) 2/3	東部浄化センター
155	平成12年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 その4 完成図書(縮小版第二原因) 3/3	東部浄化センター
156	平成21年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 その5 完成図書 1/5	東部浄化センター
157	平成21年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 その5 完成図書 2/5	東部浄化センター
158	平成21年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 その5 完成図書 3/5	東部浄化センター
159	平成21年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 その5 完成図書 4/5	東部浄化センター
160	平成21年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 その5 完成図書 5/5	東部浄化センター
161	平成8年度	三浦市東部浄化センター 自家発電設備工事 完成図書 1/2	東部浄化センター
162	平成8年度	三浦市東部浄化センター 自家発電設備工事 完成図書 2/2	東部浄化センター
163	平成8年度	三浦市東部浄化センター 自家発電設備工事 完成図書(縮小版)	東部浄化センター
164	平成8年度	三浦市東部浄化センター 自家発電設備工事 完成図書(縮小版原因)	東部浄化センター
165	平成9年度	三浦市東部浄化センター 汚泥処理設備工事 完成図書 1/5	東部浄化センター
166	平成9年度	三浦市東部浄化センター 汚泥処理設備工事 完成図書 2/5	東部浄化センター
167	平成9年度	三浦市東部浄化センター 汚泥処理設備工事 完成図書 3/5	東部浄化センター
168	平成9年度	三浦市東部浄化センター 汚泥処理設備工事 完成図書 4/5	東部浄化センター
169	平成9年度	三浦市東部浄化センター 汚泥処理設備工事 完成図書 5/5	東部浄化センター
170	平成9年度	三浦市東部浄化センター 汚泥処理設備工事 完成図書 機器取扱説明書 1/3	東部浄化センター
171	平成9年度	三浦市東部浄化センター 汚泥処理設備工事 完成図書 機器取扱説明書 2/3	東部浄化センター
172	平成9年度	三浦市東部浄化センター 汚泥処理設備工事 完成図書 機器取扱説明書 3/3	東部浄化センター
173	平成9年度	三浦市東部浄化センター 汚泥処理設備工事 完成図書 検査成績書	東部浄化センター
174	平成9年度	三浦市東部浄化センター 汚泥処理設備工事 工事完成図 縮小版 1/3	東部浄化センター
175	平成9年度	三浦市東部浄化センター 汚泥処理設備工事 工事完成図 縮小版 2/3	東部浄化センター
176	平成9年度	三浦市東部浄化センター 汚泥処理設備工事 工事完成図 縮小版 3/3	東部浄化センター
177	平成10年度	三浦市東部浄化センター 水処理設備工事 その2 完成図(縮小版原因)	東部浄化センター
178	平成10年度	三浦市東部浄化センター 電気設備工事 その3 完成図書(縮小版第二原因)	東部浄化センター
179	平成13年度	三浦市東部浄化センター 建設工事 その7 完成図(縮小版原因)	東部浄化センター
180	平成21年度	三浦市東部浄化センター 汚泥処理設備工事 その2 完成図書 1/3	東部浄化センター
181	平成21年度	三浦市東部浄化センター 汚泥処理設備工事 その2 完成図書 2/3	東部浄化センター
182	平成21年度	三浦市東部浄化センター 汚泥処理設備工事 その2 完成図書 3/3	東部浄化センター
183	平成21年度	三浦市東部浄化センター 汚泥処理設備工事 その2 完成図縮小版	東部浄化センター
184	平成29年度	東部浄化センター 監視制御設備改築更新工事 完成図書 1/11	東部浄化センター
185	平成29年度	東部浄化センター 監視制御設備改築更新工事 完成図書 2/11	東部浄化センター
186	平成29年度	東部浄化センター 監視制御設備改築更新工事 完成図書 3/11	東部浄化センター
187	平成29年度	東部浄化センター 監視制御設備改築更新工事 完成図書 4/11	東部浄化センター
188	平成29年度	東部浄化センター 監視制御設備改築更新工事 完成図書 5/11	東部浄化センター

No.	年度	資料名称	対象施設
189	平成 29 年度	東部浄化センター 監視制御設備改築更新工事 完成図書 6/11	東部浄化センター
190	平成 29 年度	東部浄化センター 監視制御設備改築更新工事 完成図書 7/11	東部浄化センター
191	平成 29 年度	東部浄化センター 監視制御設備改築更新工事 完成図書 8/11	東部浄化センター
192	平成 29 年度	東部浄化センター 監視制御設備改築更新工事 完成図書 9/11	東部浄化センター
193	平成 29 年度	東部浄化センター 監視制御設備改築更新工事 完成図書 10/11	東部浄化センター
194	平成 29 年度	東部浄化センター 監視制御設備改築更新工事 完成図書 11/11	東部浄化センター
195	令和元年度	東部浄化センター 自動除塵機改築更新工事 完成図書	東部浄化センター
196	平成 30 年度	金田中継センター 自動除塵機改築更新工事 完成図書	金田中継センター
197	令和元年度	金田中継センター 監視制御設備更新工事 完成図書	金田中継センター
198	令和元年度	金田中継センター 汚水ポンプ改築工事 完成図書	金田中継センター
199	令和元年度	三浦市公共下水道台帳整備業務委託 成果品 令和 2 年 3 月	管きよ
200	令和元年度	三浦市下水道台帳図 令和 2 年 3 月	管きよ
201	令和 2 年度	東部浄化センターにおける任意事業の対象地	東部浄化センター
202	平成 29 年度	三浦市公共下水道管路調査業務委託 調査報告書 1/18(1 調査概要、2 調査一覧表、3 案内図、4 調査箇所図、5 異常箇所図、6 考察)	管路施設
203	平成 29 年度	三浦市公共下水道管路調査業務委託 調査報告書 小口径スクリーニングカメラ調査工 本管径(Φ450mm 以下) 2/18(7 本管点検総括表、8 本管点検集計表、9 本管用点検記録表及び写真帳)	管路施設
204	平成 29 年度	三浦市公共下水道管路調査業務委託 調査報告書 小口径スクリーニングカメラ調査工 本管径(Φ450mm 以下) 3/18(9 本管用点検記録表及び写真帳)	管路施設
205	平成 29 年度	三浦市公共下水道管路調査業務委託 調査報告書 小口径スクリーニングカメラ調査工 本管径(Φ450mm 以下) 4/18(9 本管用点検記録表及び写真帳)	管路施設
206	平成 29 年度	三浦市公共下水道管路調査業務委託 調査報告書 小口径スクリーニングカメラ調査工 本管径(Φ450mm 以下) 5/18(9 本管用点検記録表及び写真帳)	管路施設
207	平成 29 年度	三浦市公共下水道管路調査業務委託 調査報告書 小口径スクリーニングカメラ調査工 本管径(Φ450mm 以下) 6/18(9 本管用点検記録表及び写真帳)	管路施設
208	平成 29 年度	三浦市公共下水道管路調査業務委託 調査報告書 小口径スクリーニングカメラ調査工 本管径(Φ450mm 以下) 7/18(9 本管用点検記録表及び写真帳)	管路施設
209	平成 29 年度	三浦市公共下水道管路調査業務委託 調査報告書 本管 TV 調査工 展開図化式・小中口 8/18(10 本管調査総括表、11 本管調査集計表、12 本管用調査記録及び展開図・写真帳)	管路施設
210	平成 29 年度	三浦市公共下水道管路調査業務委託 調査報告書 本管 TV 調査工 直視側視式・大口径 9/18(13 本管調査総括表、14 本管調査集計表、15 本管用調査記録表及び写真帳)	管路施設
211	平成 29 年度	三浦市公共下水道管路調査業務委託 調査報告書 目視調査工 10/18(16 人孔調査集計表、17 人孔調査記録表及び写真帳)	管路施設
212	平成 29 年度	三浦市公共下水道管路調査業務委託 調査報告書 目視調査工 11/18(17 人孔調査記録表及び写真帳)	管路施設
213	平成 29 年度	三浦市公共下水道管路調査業務委託 調査報告書 目視調査工 12/18(17 人孔調査記録表及び写真帳)	管路施設
214	平成 29 年度	三浦市公共下水道管路調査業務委託 調査報告書 目視調査工 13/18(17 人孔調査記録表及び写真帳)	管路施設
215	平成 29 年度	三浦市公共下水道管路調査業務委託 調査報告書 目視調査工 14/18(17 人孔調査記録表及び写真帳)	管路施設
216	平成 29 年度	三浦市公共下水道管路調査業務委託 調査報告書 目視調査工 15/18(17 人孔調査記録表及び写真帳)	管路施設
217	平成 29 年度	三浦市公共下水道管路調査業務委託 調査報告書 目視調査工 16/18(17 人孔調査記録表及び写真帳)	管路施設
218	平成 29 年度	三浦市公共下水道管路調査業務委託 調査報告書 目視調査工 17/18(17 人孔調査記録表及び写真帳)	管路施設

No.	年度	資料名称	対象施設
219	平成 29 年度	三浦市公共下水道管路調査業務委託 調査報告書 目視調査工 18/18(17 人孔調査記録表及び写真帳)	管路施設
220	平成 29 年度	三浦市公共下水道管路調査業務委託 調査報告書 DVD	管路施設
221	平成 11 年度	三浦市公共下水道事業 西南地区基礎調査業務委託 報告書 平成 11 年 12 月	その他
222	平成 28 年度	三浦市汚水処理施設整備構想策定業務 報告書 平成 29 年 3 月	その他
223	平成 29 年度	三浦市東部浄化センター水質試験業務 報告書 平成 30 年 3 月	東部浄化センター
224	平成 30 年度	三浦市東部浄化センター水質試験業務 報告書 平成 31 年 3 月	東部浄化センター
225	令和元年度	三浦市東部浄化センター水質試験業務 報告書 令和 2 年 3 月	東部浄化センター
226	平成 29 年度	東部浄化センター等包括維持管理業務委託 業務完了報告書	東部浄化センター
227	平成 30 年度	東部浄化センター等包括維持管理業務委託 業務完了報告書	東部浄化センター
228	令和元年度	東部浄化センター等包括維持管理業務委託 業務完了報告書	東部浄化センター
229	令和元年度	三浦市公共下水道事業計画 変更協議書	その他
230	平成 29 年度	三浦市公共下水道事業 コンセッション推進に向けた施設情報整備調査 業務委託報告書 スtockマネジメント実施方針(管路施設)平成 31 年 3 月	東部浄化センターほか
231	平成 29 年度	三浦市公共下水道事業 コンセッション推進に向けた施設情報整備調査 業務委託資料編 スtockマネジメント実施方針(ポンプ場・終末処理場)平成 31 年 3 月 1/4	東部浄化センターほか
232	平成 29 年度	三浦市公共下水道事業 コンセッション推進に向けた施設情報整備調査 業務委託資料編 スtockマネジメント実施方針(ポンプ場・終末処理場)平成 31 年 3 月 2/4	東部浄化センターほか
233	平成 29 年度	三浦市公共下水道事業 コンセッション推進に向けた施設情報整備調査 業務委託資料編 スtockマネジメント実施方針(ポンプ場・終末処理場)平成 31 年 3 月 3/4	東部浄化センターほか
234	平成 29 年度	三浦市公共下水道事業 コンセッション推進に向けた施設情報整備調査 業務委託資料編 スtockマネジメント実施方針(ポンプ場・終末処理場)平成 31 年 3 月 4/4	東部浄化センターほか
235	平成 29 年度	三浦市公共下水道事業 コンセッション推進に向けた施設情報整備調査 業務委託報告書 スtockマネジメント実施方針(ポンプ場・終末処理場)	東部浄化センターほか
236 追加	令和 2 年度	東部浄化センター改築工事(土木・建築)詳細設計業務委託 報告書(耐震診断編)	東部浄化センター
237 追加	令和 2 年度	東部浄化センター改築工事(土木・建築)詳細設計業務委託 報告書(改築詳細設計編)	東部浄化センター
238 追加	令和 2 年度	東部浄化センター改築工事(土木・建築)詳細設計業務委託 報告書(耐震診断編)(資料編)	東部浄化センター
239 追加	令和 2 年度	東部浄化センター改築工事(土木・建築)詳細設計業務委託 詳細設計図	東部浄化センター

※「追加」の記載のあるものは、新たに追加した資料。その他は、令和 3 年 4 月 9 日公表した実施方針で開示した資料と同様のもの。